



第2期
那須塩原市環境基本計画
【改定版】

(案)

はじめに



(市長顔写真)



(市長メッセージ)

令和8年3月

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

目次

第1部 基本構想

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画改定の背景	1
第2節	計画の役割	3
第3節	計画の位置付け	4
第4節	計画における各主体の役割と責務	5
第5節	計画の構成	6
第6節	計画の対象範囲	7
第7節	計画の期間	8

第2章 市の環境の現状と課題

第1節	自然環境の保全	9
第2節	気候変動影響への対応	12
第3節	循環型社会の構築	15
第4節	生活環境の保全	17
第5節	快適環境の保全	19

第3章 計画の方向性

第1節	市の将来像	21
第2節	望ましい環境像	22
第3節	計画の推進方針	23

第2部 基本計画

第1章 計画の展開

第1節	施策体系	24
第2節	基本施策・主な事業	25
第3節	環境学習・環境保全活動の推進	39
第4節	計画の推進及び進行管理	42

第3部 環境配慮行動指針

第1章 環境配慮行動指針

第1節	環境配慮行動指針の目的	44
第2節	市民の行動指針	45
第3節	事業者の行動指針	46

第4部 地域別環境配慮指針

第1章 地域別環境配慮指針

第1節	エリア設定	47
第2節	エリア別環境配慮指針	48

資料編

第2期那須塩原市環境基本計画改定経過	資-1
諮問・答申書	資-2
那須塩原市環境審議会委員名簿	資-3
那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿	資-4
那須塩原市環境基本条例	資-5
2050 Sustainable Vision 那須塩原	資-9
市民アンケート結果	資-11
事業者アンケート結果	資-19
中高生アンケート結果	資-24
用語解説	資-28

第1部 基本構想

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の背景

私たちは今、「**生物多様性の損失**」、「**気候変動**」、「**大気、水、土壌等の汚染**」という、地球環境において複合的に重なり合う3つの深刻な危機に直面しています。

地球上において行われる様々な社会経済活動が、自然環境に回復不可能な損害をもたらすおそれがあることから、私たちは、環境を「**社会・経済の基盤**」と認識し、「維持」するだけでなく「回復・再生」していく必要があります。

また、「持続可能な社会」を実現させるためには、

▶ **ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）**

…自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、プラスの状態に転じさせること

▶ **カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）**

…温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」の合計を、差し引きゼロにすること

▶ **サーキュラーエコノミー（循環型社会への移行）**

…資源を効率的に循環させ、持続可能な社会を作るとともに、経済的な成長も目指す経済システムのこと

といった環境施策の相互連携により、相乗効果を発揮させ、環境・経済・社会における課題の同時解決を目指していくことが重要です。

これらを踏まえ、私たちを取り巻く様々な課題に、各主体が自ら考え行動することができるよう**皆が進むべき方向性を示す**とともに、市のビジョン実現のために**地域から考える**ことができるよう必要な改定を行いました。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の背景

サステナブル ビジョン 2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～ 環境戦略実行宣言 ～

ネイチャー ポジティブ
Nature Positive

- ◆ 国立公園の保護と利活用の好循環を創出
- ◆ 重要里地里山の価値を再認識
- ◆ 野生生物との共生社会を実現

3 施策の融合による持続可能な環境都市「那須塩原」の実現

カーボン ニュートラル
Carbon Neutral

- ◆ 再生可能エネルギーの最大限導入
- ◆ デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）
- ◆ 温室効果ガス吸収源保全

サーキュラー エコノミー
Circular Economy

- ◆ 廃棄物の資源化の推進
- ◆ 製品等の長期利用・有効利用
- ◆ 官民連携によるリニューアブルの推進

現在急速に進行している「**生物多様性の損失**」、「**気候変動**」、「**大気、水、土壌等の汚染**」という3つの環境危機への対応に当たり、**生物多様性の回復**、**脱炭素社会の実現**、**循環型社会への移行**を統合的に推進する経済社会システムの構築が求められています。

那須塩原市は、これら3つの環境危機に対し、

- ▶ **ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）**
- ▶ **カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）**
- ▶ **サーキュラーエコノミー（循環型社会への移行）**

の3つを柱として、環境施策を相互に連携して取り組み、相乗効果を生み出しながらこれら課題解決の同時達成を目指す2050年のあるべき姿（ビジョン）を公表しました。それが、

「**2050 Sustainable Vision（サステナブルビジョン）那須塩原 ～環境戦略実行宣言～**」です。

那須塩原市は、このビジョンに掲げた3つの柱を相乗的に推進し、持続可能なまちづくりを進めていきます。

第1章 計画の基本的事項

第2節 計画の役割

➤環境課題の解決に向けた**方向性の明確化**

「2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～環境戦略実行宣言～」で掲げる3施策の統合的な推進による相乗効果の創出とそれによる持続可能な環境都市の実現に向け、**それぞれの主体が進むべき大きな方向性を示すもの**です。

➤那須塩原市環境基本条例に定める**基本理念の実現**

那須塩原市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。

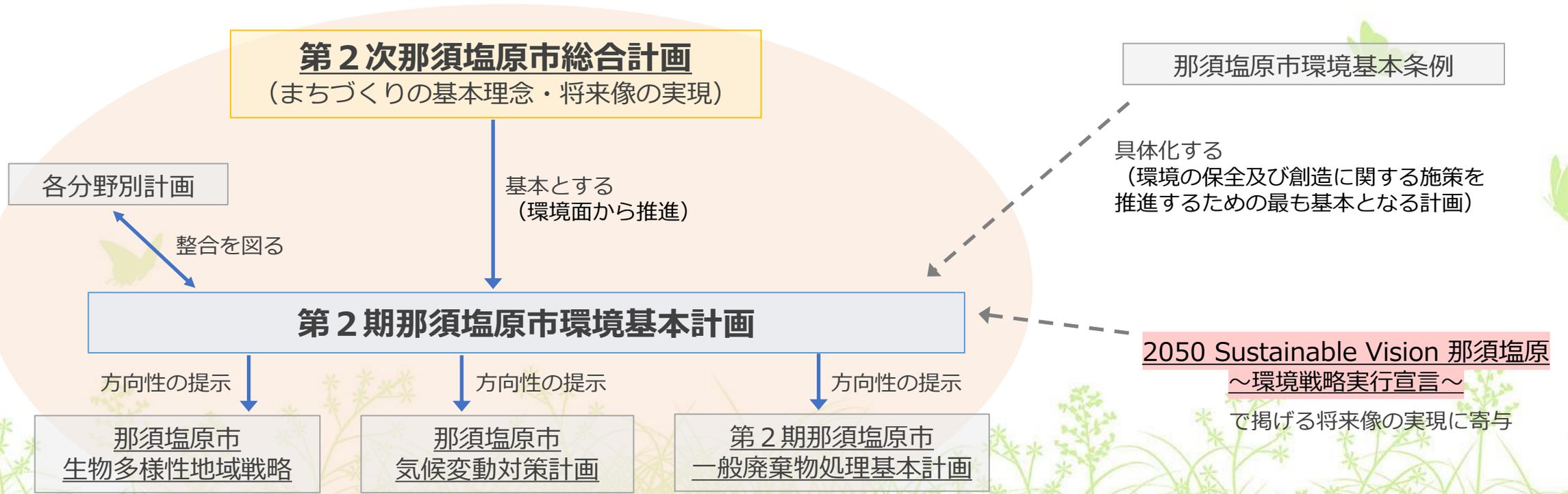
3 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

第1章 計画の基本的事項

第3節 計画の位置付け

- 那須塩原市環境基本条例第8条に基づき**環境の保全及び創造に関する施策を推進するための最も基本となる計画**
- 第2次那須塩原市総合計画に掲げる基本政策及び基本施策を**環境面から推進**

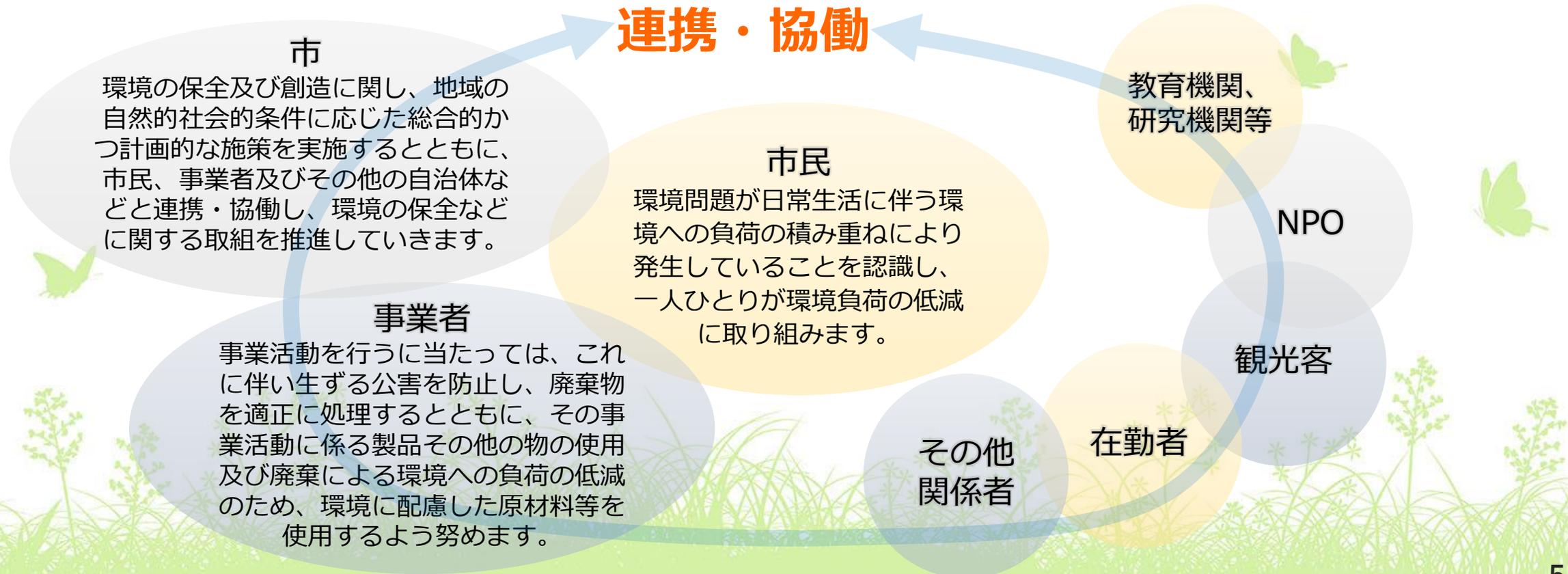


第1章 計画の基本的事項

第4節 計画における各主体の役割と責務

市、市民、事業者、各種団体、関係機関等がそれぞれの役割を果たしながら、関連する全ての主体が持続可能な社会を実現するために**同じ方向を向いて連携・協働していくことが重要**です。

それぞれの主体がその責務を全うすることで、課題解決や目標達成に向けた相乗効果の創出に寄与します。



第1章 計画の基本的事項

第5節 計画の構成

本計画は、次のとおり4つの部で構成しています。

第1部 基本構想

環境の現状と課題を踏まえ、本計画における「市の将来像」を定めるとともに、環境項目ごとに「望ましい環境像」として具体化し、その実現に向けた「計画の推進方針」を示します。

第2部 基本計画

「望ましい環境像」を実現するために、環境項目ごとに基本施策を定め、基本施策から主な事業を掲げ、具体的な取組を展開します。

第3部 環境配慮行動指針

将来にわたって良好な環境を継承していけるよう、市民、事業者及び市がそれぞれの立場において環境に配慮した行動を展開していくための「環境配慮行動指針」を示します。

第4部 地域別環境配慮指針

地域の特性を踏まえ、環境に配慮した行動を適切に実践するため、市民、事業者、市など様々な主体が一体となって配慮すべき「地域別環境配慮指針」を示します。

第1章 計画の基本的事項

第6節 計画の対象範囲

那須塩原市環境基本条例第7条に基づき、本計画が対象とする環境の範囲を次のとおりとします。

◆自然環境の保全

◆気候変動影響への対応

◆循環型社会の構築

◆生活環境の保全（公害防止等）

◆快適環境の保全

那須塩原市環境基本条例【抜粋】

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (2) 気候変動影響に対する適応策及び緩和策を適切に講ずることにより、持続可能な社会を構築すること。
- (3) 廃棄物の減量及び資源とエネルギーの循環的利用の推進により、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (5) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、那須塩原市の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、及び質の高い環境を創造すること。

第1章 計画の基本的事項

第7節 計画の期間

改定前の計画期間は、平成29（2017）年度から令和9（2027）年度としていましたが、改定後の目標達成状況の管理、各施策の進捗管理や効果検証を実施するに当たり、5年間のモニタリング期間を確保するため、**令和12（2030）年度まで**（延長）とします。

なお、計画の進行過程において施策等の達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成29（2017）年度

令和8（2026）年度

令和12（2030）年度

計画改定

第2期那須塩原市環境基本計画

第2期那須塩原市環境基本計画【改定版】

各施策の実施

各施策の実施

目指す環境像
の実現

第2章 市の環境の現状と課題

第1節 自然環境の保全

現状

- 山岳部が市域の約半分を占め、北西部には日光国立公園が広がる。
- 豊かな田園地帯と美しい平地林、那珂川・箒川を中心とした清らかな水辺環境を有する。
- 多種多様な野生動植物が生息・生育する。

課題

- 市街地化の進展や野立ての太陽光パネル設置等による森林や緑地の減少
- 担い手不足による里地里山の荒廃
- 外来種の増加、在来種の減少
- 有害鳥獣による地域固有の生態系への影響



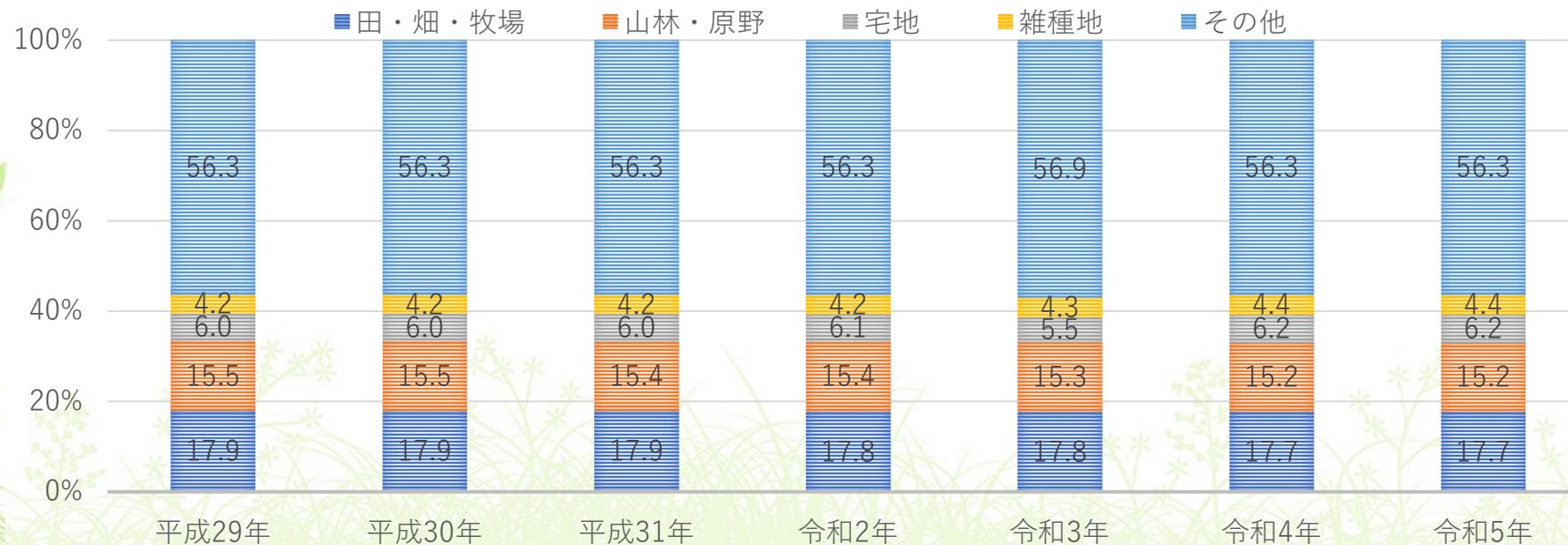
第2章 市の環境の現状と課題

第1節 自然環境の保全

本市の地目別面積の割合は、田・畑・牧場や山林・原野が減少する一方、宅地が増加
 ➡宅地等への開発により二次的自然^{※1}が減少しているといえる。

※1 二次的自然…人が手を加えることで維持・管理されてきた自然環境のこと（里地里山、河川、湿原、水田、ため池、水路、雑木林など）

【 地目別面積の割合 】



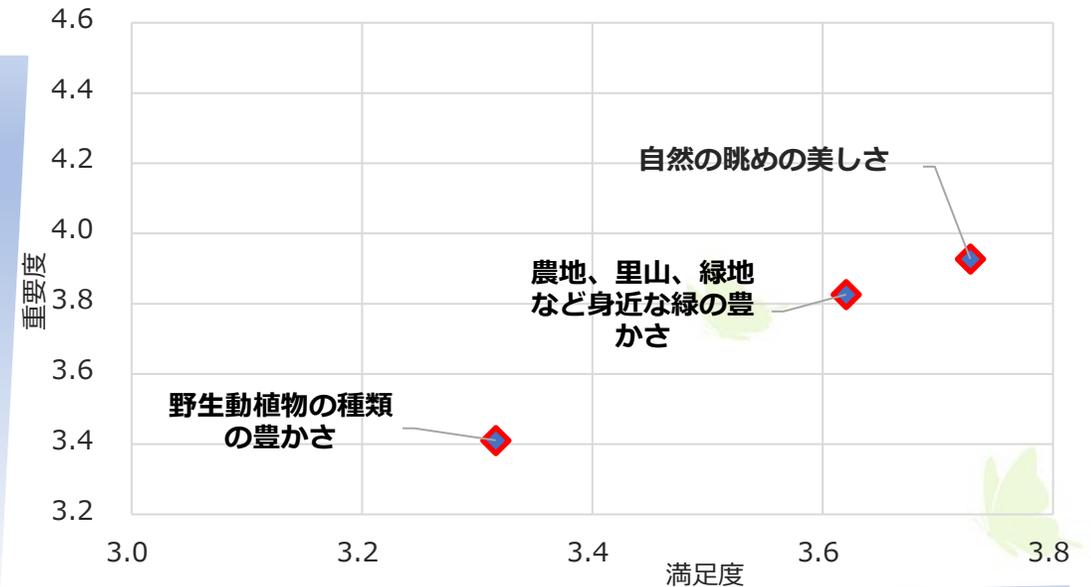
第2章 市の環境の現状と課題

第1節 自然環境の保全

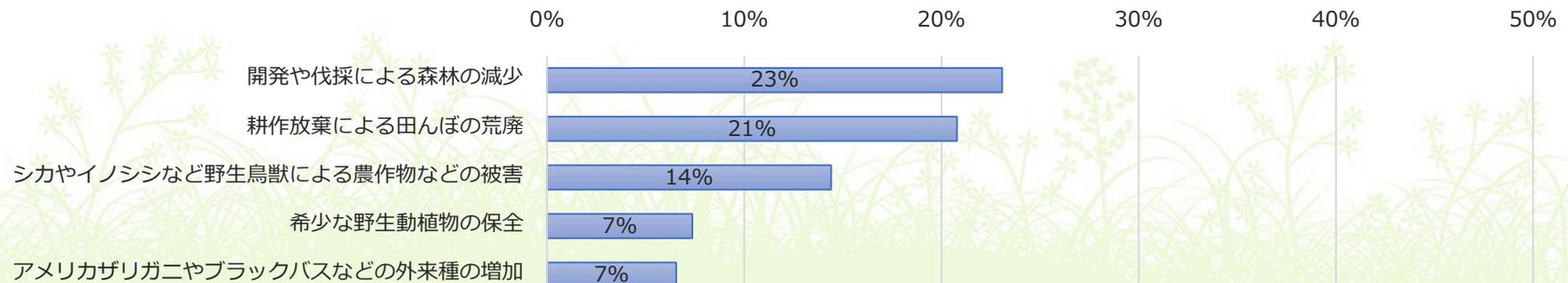
意識調査の結果から、多くの市民が自然の美しさや身近な緑の豊かさに満足しているものの、あまり重要と考えていないことがうかがえる。

市民の多くは、開発や伐採により森林が減少していることや耕作放棄により田んぼが荒廃していることなどに関心を寄せている。

【 重要度・満足度（市民意識調査） 】



【 関心度（市民意識調査） 】



第2章 市の環境の現状と課題

第2節 気候変動影響への対応

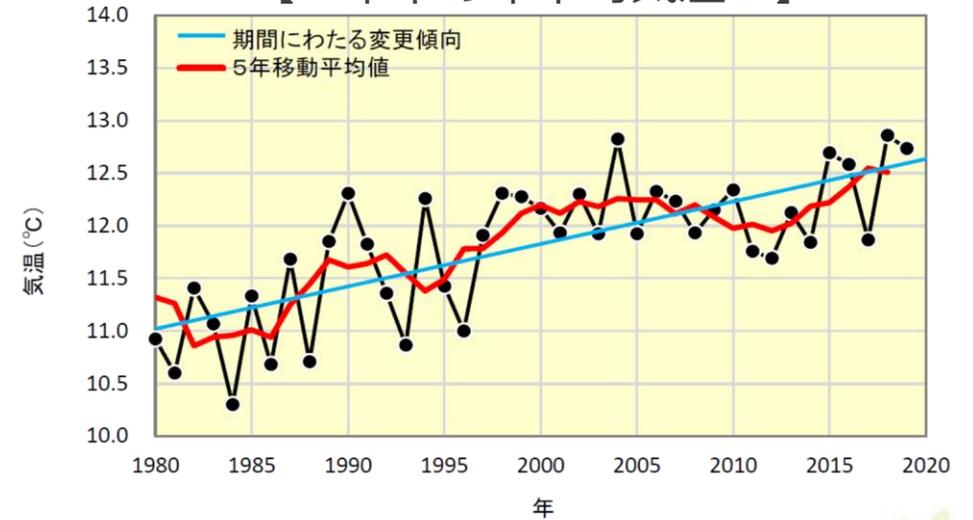
現状

- 年間平均気温及び年間降水量は上昇傾向で推移
- 直近2年間の年間平均気温は過去最高を更新
- 昭和55(1980)年から年平均気温が約1.5℃上昇

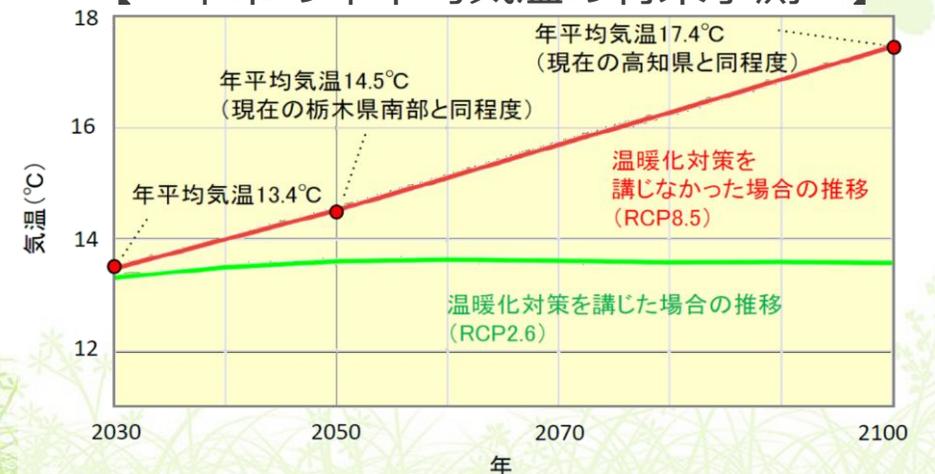
課題

- 気候変動対策を講じない場合、2100年には、
 - ➡年平均気温が17.4℃に上昇
 - ➡短時間豪雨の回数及び真夏日が大幅に増加

【 本市の年平均気温 】



【 本市の年平均気温の将来予測 】



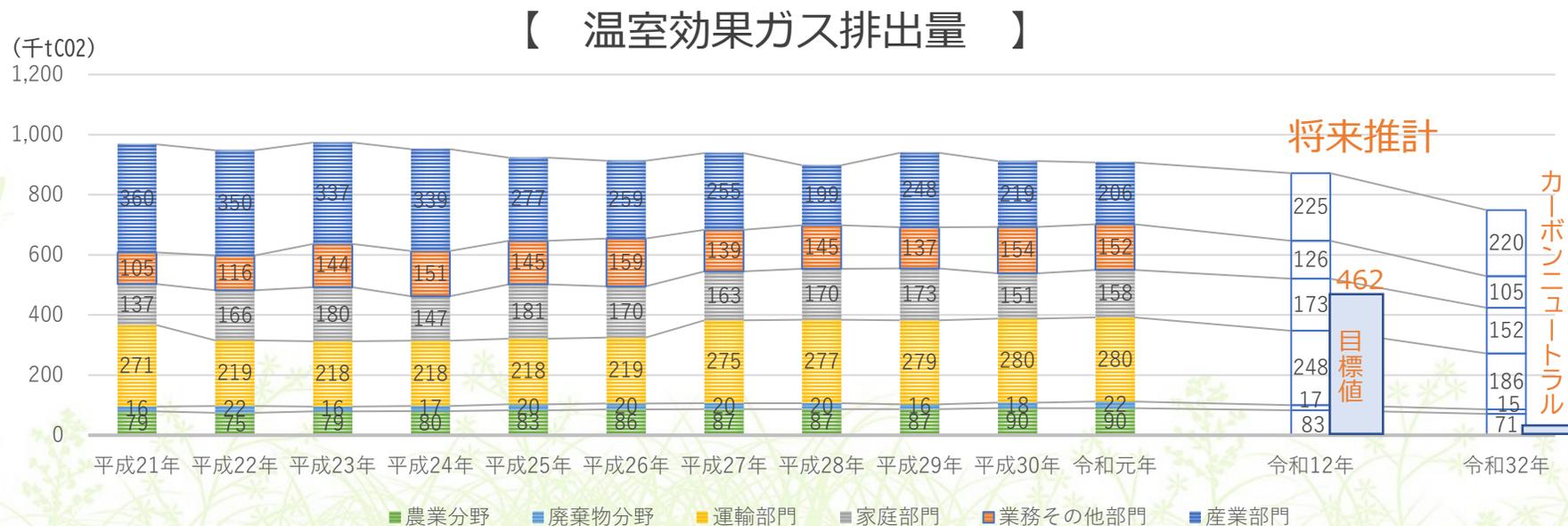
出典：那須塩原市気候変動対策計画

第2章 市の環境の現状と課題

第2節 気候変動影響への対応

温室効果ガス排出量はわずかに減少傾向で推移
 産業部門の温室効果ガス排出量が減少している一方、運輸部門の温室効果ガス排出量は増加傾向

➡ 那須塩原市は、2030年までに2013年度比で46%の温室効果ガス削減、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しています。



出典：那須塩原市気候変動対策計画

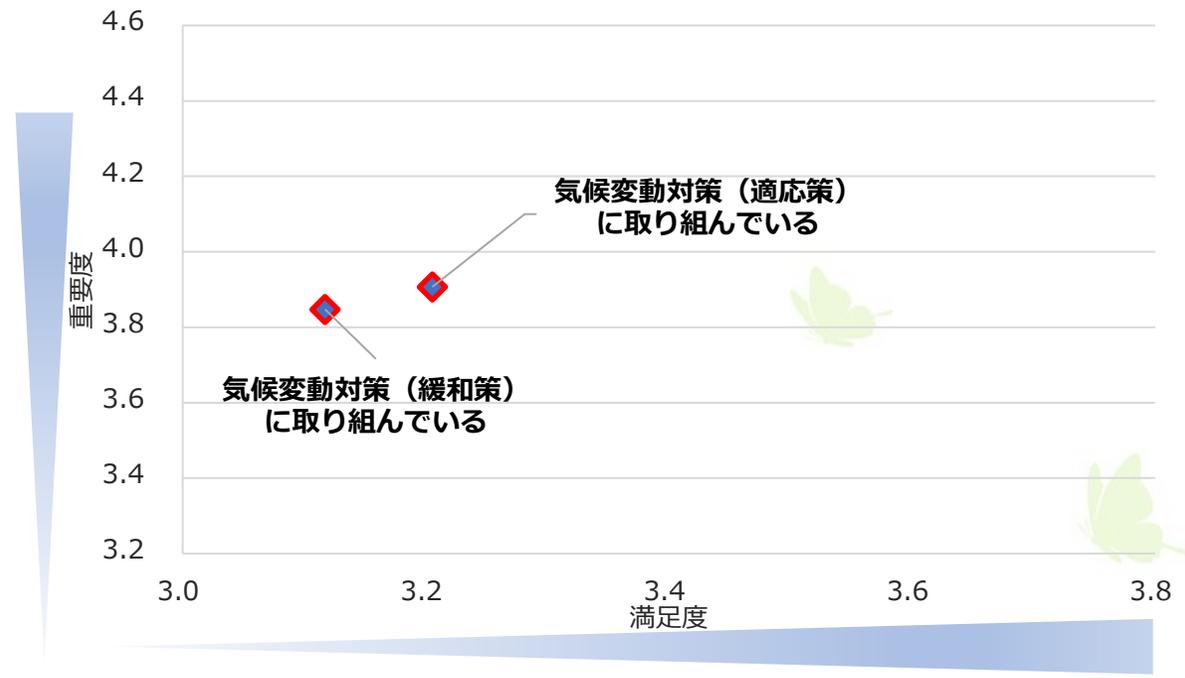
第2章 市の環境の現状と課題

第2節 気候変動影響への対応

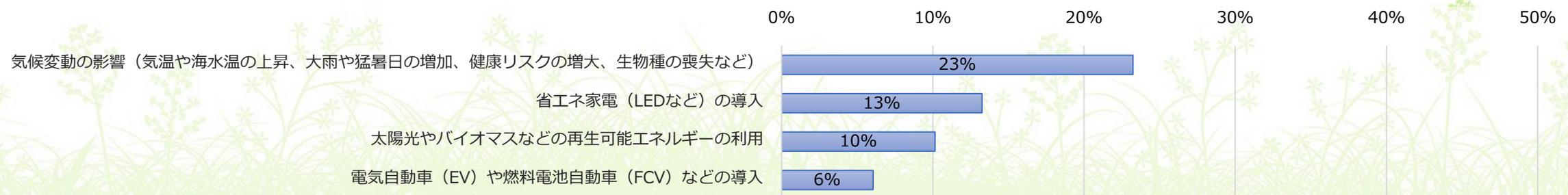
多くの市民は気候変動対策の現状について、比較的重要であると考えているが、満足度が高いとは言えない。

多くの市民が気候変動の影響について関心がある一方、再生可能エネルギーの利用や電気自動車の導入には関心が低い。

【 重要度・満足度（市民意識調査） 】



【 関心度（市民意識調査） 】



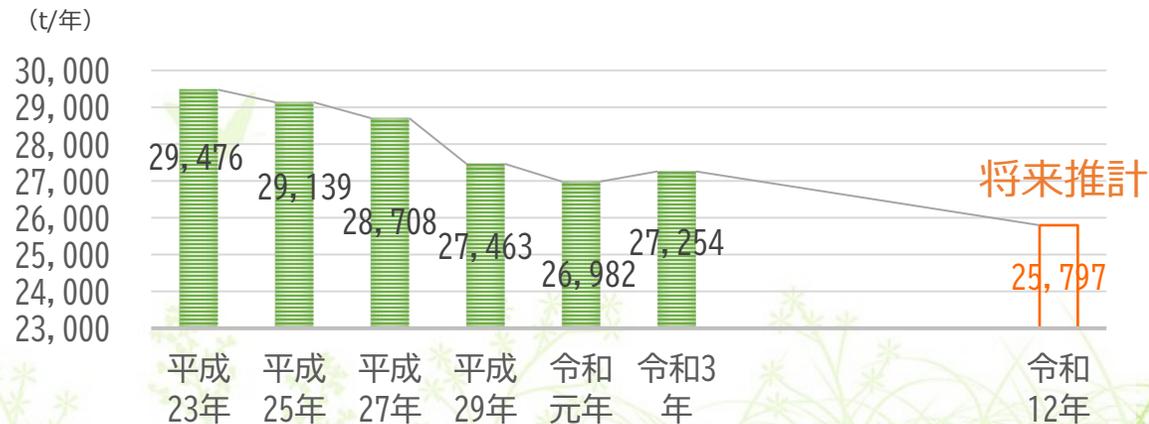
第2章 市の環境の現状と課題

第3節 循環型社会の構築

現状

- 生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は減少傾向で推移
- 一般廃棄物を適正に処理するため、市民・事業者・市が協働で、ごみの減量化、再資源化を実施
- 民間事業者が積極的に資源物のリサイクルを実施

【 生活系ごみ総排出量 】



【 事業系ごみ総排出量 】



出典：第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画

第2章 市の環境の現状と課題

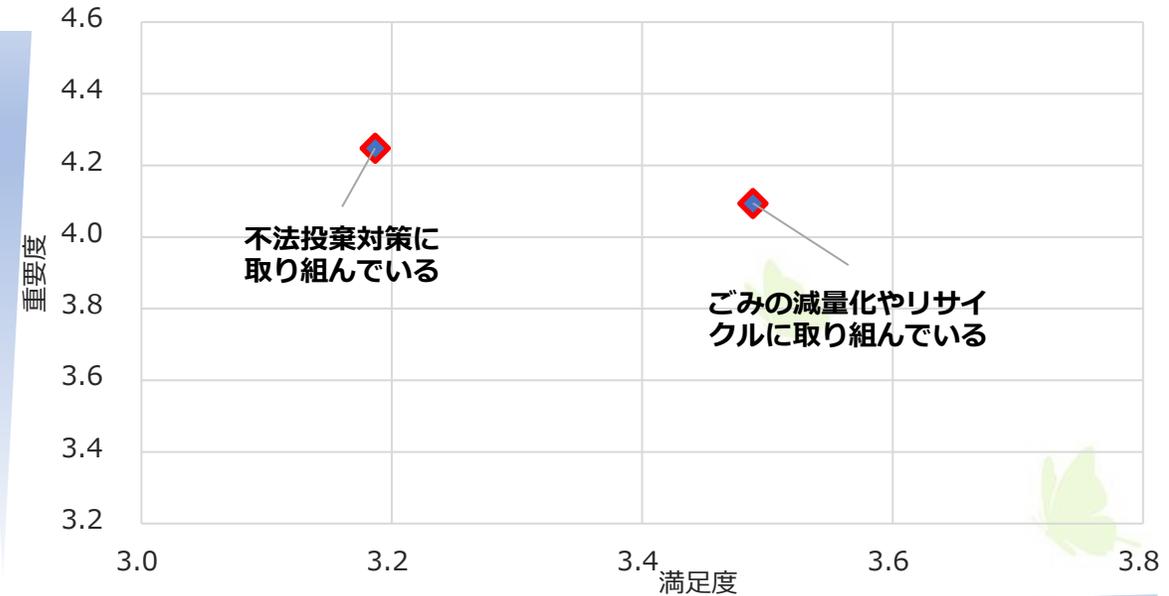
第3節 循環型社会の構築

課題

- 製品の多様化により処理が難しい廃棄物の増加
- 不法投棄は年々減少するも、依然として多い状況

市民の多くは、不法投棄対策を重要と考えているものの、満足度が高いとはいえない。一方で、ごみの減量化やリサイクルの取組には比較的満足度が高い。

【 重要度・満足度（市民意識調査） 】



【 関心度（中高生意識調査） 】



多くの中高生が、ごみのポイ捨て、食品ロス、海洋プラスチック問題に関心がある。

第2章 市の環境の現状と課題

第4節 生活環境の保全

現状

- 公害苦情件数は変動しながら減少傾向で推移
- 近年の主な公害苦情は、騒音、振動、悪臭といった「感覚公害^{※2}」が多い傾向

※2 感覚公害…人の感覚によって感知される公害

課題

- 河川における水質（BOD^{※3}）や、騒音（昼間、夜間）について、環境基準を満たさないことが度々ある。

※3 BOD…Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称のことで、水質の汚濁を示す指標の1つ



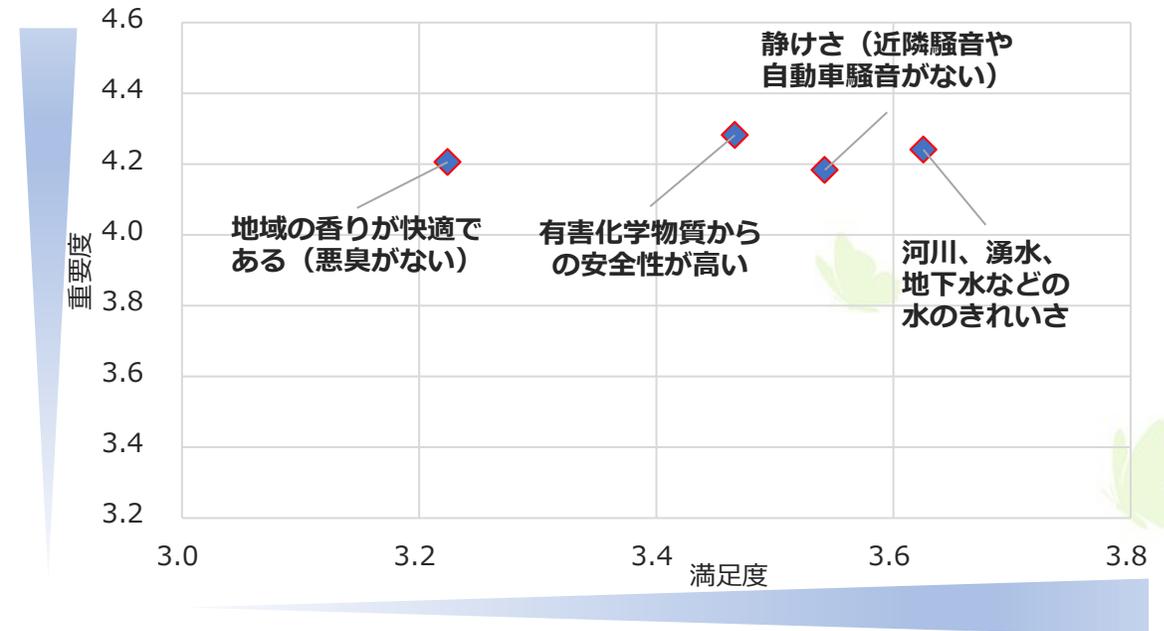
第2章 市の環境の現状と課題

第4節 生活環境の保全

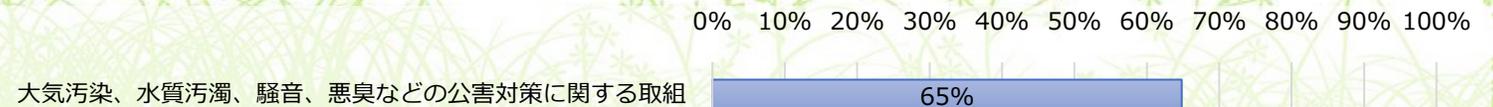
市民の多くは、生活環境の保全を重要と考えている。
河川等の水のきれいさには満足している一方で、臭気環境にはあまり満足していない。

市民の多くは、企業や事業所に、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害対策に関する取組を行うことを期待している。

【 重要度・満足度（市民意識調査） 】



【 企業や事業所に期待すること（市民意識調査） 】



第2章 市の環境の現状と課題

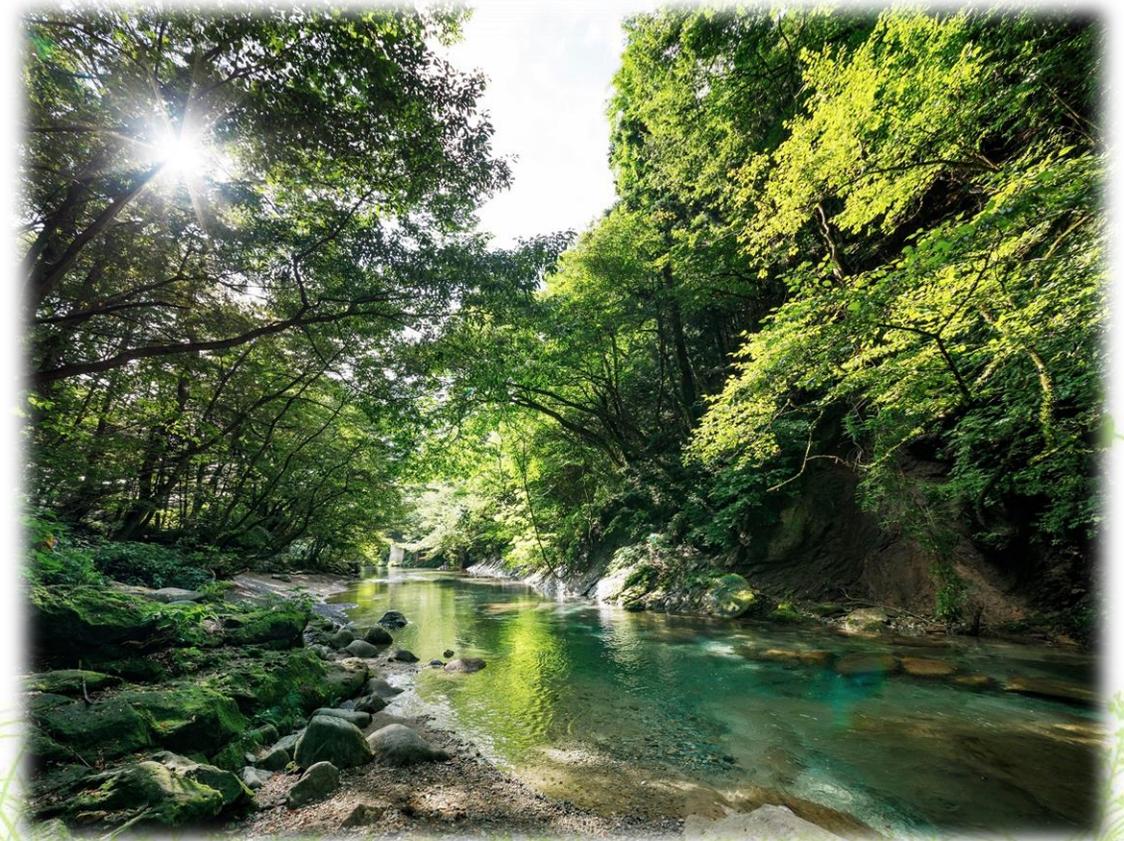
第5節 快適環境の保全

現状

- 市内各所からの見える山並み、農地と平地林の織り成す田園風景、那珂川や箒川などの大小の河川がつくりだす水辺など、素晴らしい景観を保有
- 市街地と塩原・板室温泉など観光地を結ぶ幹線道路でも素晴らしい沿道景観を形成

課題

- 生活排水処理人口普及率や下水道水洗化率は年々上昇しているものの、県内他市と比較してまだ低い水準で推移
- 管理不全な空き地等による生活環境への影響

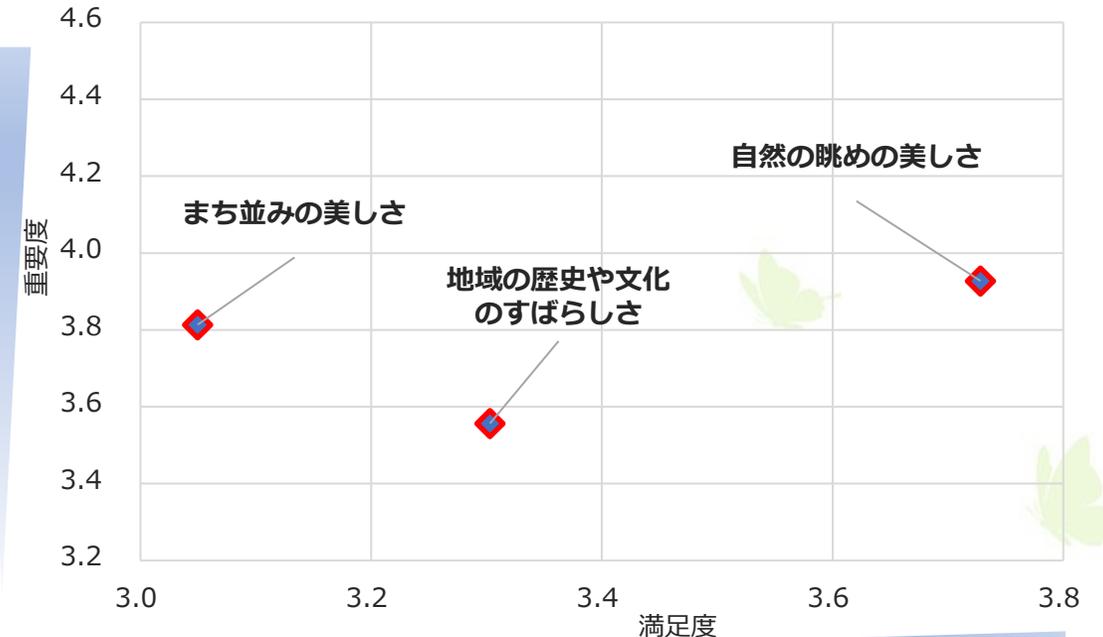


第2章 市の環境の現状と課題

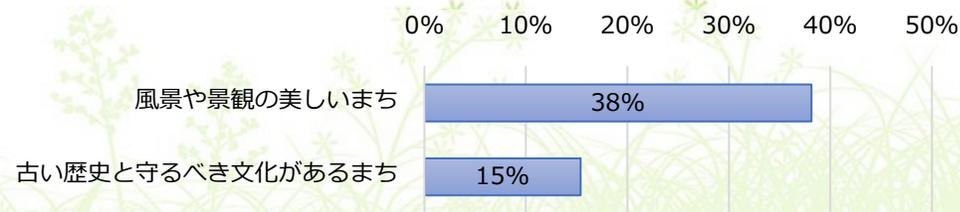
第5節 快適環境の保全

多くの市民は、自然の眺めの美しさには満足しているが、まち並みの美しさにはあまり満足していない。

【 重要度・満足度（市民意識調査） 】



【 理想の将来像（市民意識調査） 】



市民の多くは、風景や景観の美しいまちを理想の将来像にあげている。

第3章 計画の方向性

第1節 市の将来像

本計画は、第2次那須塩原市総合計画に基づき、総合計画に掲げる基本政策を環境面から推進するものです。

総合計画における「まちづくりの基本理念」及び「市の将来像」を踏まえた上で、本市の環境課題を解決し、基本理念を実現するために、目指すべき市の将来像を定めます。

第2次那須塩原市総合計画

市の将来像

•人がつながり 新しい力が湧きあがるまち
那須塩原

まちづくり
の基本理念

•自然を守り、共生するまちづくり
•歴史に学び、開拓精神が息づくまちづくり
•人を中心に、共に支え合うまちづくり

第2期那須塩原市環境基本計画における
「市の将来像」

人と自然が調和し みんなでつくる
持続可能なまち 那須塩原

第3章 計画の方向性

第2節 望ましい環境像

目指すべき市の将来像「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」を実現するため、環境基本条例第7条に基づく5つの環境項目「自然環境の保全」、「気候変動影響への対応」、「循環型社会の構築」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全」について望ましい環境像を定めます。

環境項目	望ましい環境像
自然環境の保全	市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブなまち
気候変動影響への対応	市民一人ひとりの力で未来を拓く カーボンニュートラルなまち
循環型社会の構築	サーキュラーエコノミーで 付加価値を生むまち
生活環境の保全	環境と経済が調和し 心豊かに暮らせるまち
快適環境の保全	快適空間で人がつながる 魅力あふれるまち

第3章 計画の方向性

第3節 計画の推進方針

計画の推進に当たっては、「2050 Sustainable Vision 那須塩原～環境戦略実行宣言～」を踏まえ、

「**自然環境の保全**」

「**気候変動影響への対応**」

「**循環型社会の構築**」

の統合的な取組による相乗効果の創出、トレードオフ^{※4}の最小化により、

「**生活環境の保全**」

「**快適環境の保全**」

にも好影響を波及させるとともに、環境保全意識の高揚を図るため**環境学習**や**環境保全活動**を推進していきます。

※4 トレードオフ…一方の利益や価値を得るために、もう一方を犠牲にしなければならない（両立できない）関係



第2部 基本計画

第1章 計画の展開

第1節 施策体系

5つの環境項目「自然環境の保全」、「気候変動影響への対応」、「循環型社会の構築」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全」の望ましい環境像を実現するために、環境項目ごとに基本施策を定め、基本施策から主な事業を掲げ、目指すべき方向性を示します。

環境項目	1. 自然環境の保全	2. 気候変動影響への対応	3. 循環型社会の構築	4. 生活環境の保全	5. 快適環境の保全
望ましい環境像	市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブ なまち	市民一人ひとりの力で 未来を拓く カーボンニュートラル なまち	サーキュラー エコノミーで 付加価値を生むまち	環境と経済が調和し 心豊かに暮らせるまち	快適空間で 人がつながる 魅力あふれるまち
基本施策	①生物多様性の回復と保全 ②生態系サービスを活用 による付加価値の創出 ③多様な主体による参画 と貢献	①温室効果ガスの排出量 削減（緩和策） ②気候変動による被害の 回避・軽減（適応策） ③市民や企業による参画	①環境負荷の低減と、 地域内経済循環によ る付加価値の創出	①安全・安心な市民生 活の実現	①安全・安心で快適な メリハリのあるまち づくり ②景観の保全

環境学習・環境保全活動の推進

- ①普及啓発の推進
- ②活動の支援及び促進

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

1. 自然環境の保全

市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブなまち

基本施策：①生物多様性の回復と保全

▼関連計画

那須塩原市生物多様性地域戦略

那須塩原市森林整備計画

那須塩原市鳥獣被害防止計画 など

保護地域の拡張

- ▶ 企業や各種団体との連携・マッチング等により、自然共生サイト認定を推進し、保護地域と併せて生物多様性保全に資する地域の拡大を目指します。

希少野生動植物の保護、外来生物の防除、鳥獣被害への対策

- ▶ 市民団体や関係機関と連携し、希少種及び在来種の維持保全、植生回復等に向けた取組を行い、広範囲にわたり**生態系が保全された状態**を目指します。
- ▶ 希少種保全、外来種防除、鳥獣被害対策等を一括して実施し、俯瞰的ふかんてきな視点から**野生生物との共生社会**を目指します。



👉 動植物実態調査によるモニタリングの継続（那須塩原市動植物調査研究会による調査研究）

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

里地里山を含む二次的自然環境の保全

- ▶ 新規就農者確保に向けた支援や体制整備、スマート農業の普及促進や生産性向上等による農業者の確保に取り組み、里地里山を構成する農地や雑木林などの二次的自然環境の保全を目指します。



第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

1. 自然環境の保全

市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブなまち

基本施策：②生態系サービスの活用による付加価値の創出

国立公園の利活用の推進

- ▶ 観光資源でもある日光国立公園の利活用の促進により、「那須塩原」のブランド確立を図り、関係機関と連携しながら、誇れる国立公園づくりを目指します。

持続可能な産業の普及推進

- ▶ 環境保全型農業、適切な森林管理、農地の水辺環境保全や多面的機能の創出などを推進し、持続可能な産業の普及を目指します。
- ▶ ネイチャーポジティブに資する森林の整備を推進し、森林の持つ災害防止機能や水源涵養機能^{かんよう}などをはじめとする公益的機能の普及啓発を行います。

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

ネイチャーポジティブ経済の実現

- ▶ ネイチャーポジティブを社会に根付かせるためには、多様な主体が自然資本を守り活かす社会経済活動、すなわち「**ネイチャーポジティブ経済**」の実現を目指すことが重要です。
- ▶ 事業者においても、生物多様性の視点を経営や企業活動に取り入れ、ネイチャーポジティブに寄与する経済活動を行うことが求められています。
- ▶ これらを踏まえ、事業者、各種団体、関係機関等と連携し、環境保全に配慮した社会経済活動の活発化を目指します。

豊かな自然資本を持続可能な農林業や観光振興等に活用し、資源の過少利用^{※4}による生物多様性の損失を防ぐとともに、資金の好循環を促進し、地域経済の活性化を目指します。

※4 資源の過少利用…

里地里山などの二次的自然環境や森林資源などが適切に利用・管理されず、劣化・荒廃してしまうことや、資源が本来の機能を果たせずに使われないままになっている状態

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

1. 自然環境の保全

市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブなまち

基本施策：③多様な主体による参画と貢献

自然の価値の認識

- ▶ 関係機関との連携により生物多様性に関する環境学習の充実を図り、多くの主体が生物多様性の重要性や自然とのつながりを認識することができ、自然の利活用を通じて地域活性化や人と人とのつながりが広がるまちづくりを目指します。

多様な主体の連携による活動の推進

- ▶ ネイチャーポジティブ那須野が原アライアンスを中心に、市と各種団体、事業者等が協働により自然環境を回復、再生、保全するための活動を実施できるよう連携促進を図ります。

環境指標

項目	現状 (R6)	目標 (R12)
生息地等保全協定区数	19か所	25か所
森林面積 ^{※5}	38,039ha	38,000ha

※5 森林面積…国有林及び民有林の面積の合計（那須塩原市森林整備計画より）

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

▼関連計画

那須塩原市気候変動対策計画

2. 気候変動影響への対応

市民一人ひとりの力で未来を拓く カーボンニュートラルなまち

基本施策：①温室効果ガスの排出量削減（緩和策）

地域の再生可能エネルギーの活用

- ▶ 再生可能エネルギーの導入を多角的に進めるとともに、地域資源を活用したエネルギーの地産地消を促進し、地域における脱炭素化を目指します。



- ▶ 公共施設への太陽光発電設備導入
- ▶ 小水力やバイオガスなど地域資源の活用

- ▶ 地域新電力によるエネルギーの地産地消
- ▶ 促進区域等地域との調和

施設、設備の省エネルギー化の促進

- ▶ 断熱や高効率設備の導入、電化による直接排出量の削減などを通して、地域全体の脱炭素化と持続可能な社会を目指します。

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

2. 気候変動影響への対応

市民一人ひとりの力で未来を拓く カーボンニュートラルなまち

基本施策：②気候変動による被害の回避・軽減（適応策）

身近な適応策の推進

- ▶ 気候変動情報の収集・分析や気候変動リスクの分析・予測を行うとともに、積極的な情報発信により適応策の実践を促すことで、気候変動に起因する影響や被害を回避・軽減します。

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

2. 気候変動影響への対応

市民一人ひとりの力で未来を拓く カーボンニュートラルなまち

基本施策：③市民や企業による参画

カーボンニュートラルなまちづくり

- ▶ ゼロカーボンコンソーシアムやデコ活^{※6}などを通じて、事業者と市民の行動変容を促し、地域全体の脱炭素化を推進します。

※6 デコ活…国が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

環境指標

項目	現状 (R6)	目標 (R12)
本市における温室効果ガス排出量	853千 t -CO ₂	462千 t -CO ₂

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

▼関連計画

第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画

3. 循環型社会の構築

サーキュラーエコノミーで 付加価値を生むまち

基本施策：①環境負荷の低減と、地域内経済循環による付加価値の創出

リユースやマテリアルリサイクル^{※7}を中心とした資源循環の取組

- ▶ 拠点回収（エコナステーション事業）の強化や官民連携によるリユース推進を通じて、資源の有効利用と循環経済に資する新たなビジネスモデルや企業連携を創出します。

※7 マテリアルリサイクル…
廃棄物を素材や材料としてそのままの形で再利用するリサイクル方法

※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があると言われている成長市場（出典：Accenture Strategy 2015）



資料：オランダ [A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy] (2016) より環境省作成

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

不法投棄撲滅に向けた取組

- ▶ 職員及び廃棄物監視員による徹底した監視・指導に加え、監視カメラや防止看板の設置、関係機関との連携強化等により、廃棄物の不法投棄のない社会を目指します。

産業廃棄物処理施設の適正管理に向けた取組

- ▶ 関係機関と連携し、産業廃棄物処理施設の適正な管理を徹底します。

環境指標

項目	現状 (R6)	目標 (R12)
生活系廃棄物（家庭系ごみ）の排出量 ※資源物を除く	21,779 t / 年	18,746 t / 年
事業系廃棄物の排出量 ※資源物を除く	12,492 t / 年	9,864 t / 年

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

4. 生活環境の保全

環境と経済が調和し 心豊かに暮らせるまち

基本施策：①安全・安心な市民生活の実現

大気・水環境の保全

- ▶ 県と連携した公害防止対策を推進するとともに、ダイオキシン類等の大気環境や、河川、地下水、工場排水等の水質について継続的な調査を行い、市民の健康と生活の質を守ります。

騒音・振動・悪臭の防止

- ▶ 法令に基づく規制基準の監督や、騒音・振動の測定調査を通じて、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を守ります。

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

事業者等への助言・指導

- ▶ 事業者等への適切な助言・指導により、事業活動が原因となる公害発生の未然防止と地域の環境保全に取り組みます。

放射能対策

- ▶ 必要な放射線量測定等を継続し、市民の不安を払拭するとともに、市民の健康と安全を守ります。

環境指標

項目	現状 (R6)	目標 (R12)
河川のBOD環境基準達成率 ^{※8}	100%	100%
騒音（昼間・夜間）に係る環境基準達成率	75%	100%

※8 環境基準達成率…「調査対象の全地点の数」に対する「環境基準を達成している地点の数」の割合

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

5. 快適環境の保全

快適空間で人がつながる 魅力あふれるまち

基本施策：①安全・安心で快適な
メリハリのあるまちづくり

▼関連計画

那須塩原市都市計画マスタープラン

那須塩原市立地適正化計画

第2次那須塩原市地域公共交通計画

那須塩原市空き家等対策計画

那須塩原市生活排水処理基本構想

那須塩原市景観計画

など

多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

- ▶ 「那須塩原市都市計画マスタープラン」及び「那須塩原市立地適正化計画」で掲げる将来都市構造「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を進め、将来的にも持続可能な都市を目指します。
- ▶ 安心して通行できる歩行空間整備、利用しやすい公共交通ネットワークの構築、空き家等の対策、生活排水による水質汚濁や悪臭の防止など、都市活動の効率化や市民生活の快適性を向上させるため、各分野別計画（関連計画）に掲げる施策を推進します。

第1章 計画の展開

第2節 基本施策・主な事業

5. 快適環境の保全

快適空間で人がつながる 魅力あふれるまち

基本施策：②景観の保全

自然と都市の共生・調和

- ▶ 景観を市民共通の資源ととらえ、「豊かな自然と調和した潤いと安らぎのある景観」、「魅力ある都市の景観」、「歴史・文化を継承した地域固有の景観」などの景観形成を推進し、地域の魅力度向上や地域活性化に貢献します。

環境指標

項目	現状 (R6)	目標 (R12)
都市計画区域内人口に対する居住誘導区域内人口の割合	42.0%	46.9%

第1章 計画の展開

第3節 環境学習・環境保全活動の推進

地域の自然について学んだり、地域に根差した環境保全活動を行うことを通じて、地球規模の環境危機を身近に感じることが、持続可能な未来へとつながる重要な要素です。

市では、市民の皆様が環境学習を通じて自ら行動を起こせるような機会を創出していきます。

また、環境学習や環境保全活動を推進することで、自然の魅力や環境課題などの認識を広げ、将来的にわたり環境・経済・社会が統合的に向上する持続可能な環境都市の実現を目指します。



第1章 計画の展開

第3節 環境学習・環境保全活動の推進

普及啓発の推進

基本施策：①普及啓発の推進

環境学習の推進

- ▶ 各種環境をテーマにした学習機会を創出していきます。

人材育成の推進

- ▶ 各種環境テーマに関する専門的知識を有する指導者や地域における環境保全活動のリーダー、自然解説指導者等の人材の育成を図ります。

情報発信の充実

- ▶ 市内の環境を取り巻く状況や各種環境テーマに関する取組等に関する情報発信をしていきます。

第1章 計画の展開

第3節 環境学習・環境保全活動の推進

普及啓発の推進

基本施策：②活動の支援及び促進

各種団体に対する支援

- ▶ 各種環境をテーマにした取組を行っている市民団体、学校、事業所、各種団体の活動に対する支援を行います。

関係機関との連携の促進

- ▶ 関係機関による各種参加型プログラム等と連携を図るとともに、市民や事業者の参加を促進します。

環境指標

項目	現状 (R6)	目標 (R12)
環境企画展の来場者数	414人/年	1,500人/年
環境をテーマにした出前講座（行政編）の実施件数	4件/年	15件/年

第1章 計画の展開

第4節 計画の推進及び進行管理

1 計画の推進及び進行管理

本計画を確実に推進するためには、望ましい環境像に対する現状を市民、事業者及び市がそれぞれ正しく認識し、行動することが重要です。

また、那須塩原市環境審議会において、施策の実施に関する評価や検証、数値目標の達成状況の確認など、定期的・継続的なモニタリングを実施していきます。

●那須塩原市環境審議会

学識経験者等で構成し、環境基本計画に基づいた施策の実施内容や進行状況などについて、公正かつ専門的な立場から調査・審議し、必要に応じて計画の見直しや改善の答申を行います。

2 計画の推進体制の整備

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者をはじめとする様々な主体の参画促進、取り組む場の提供などの基盤を整える必要があります。

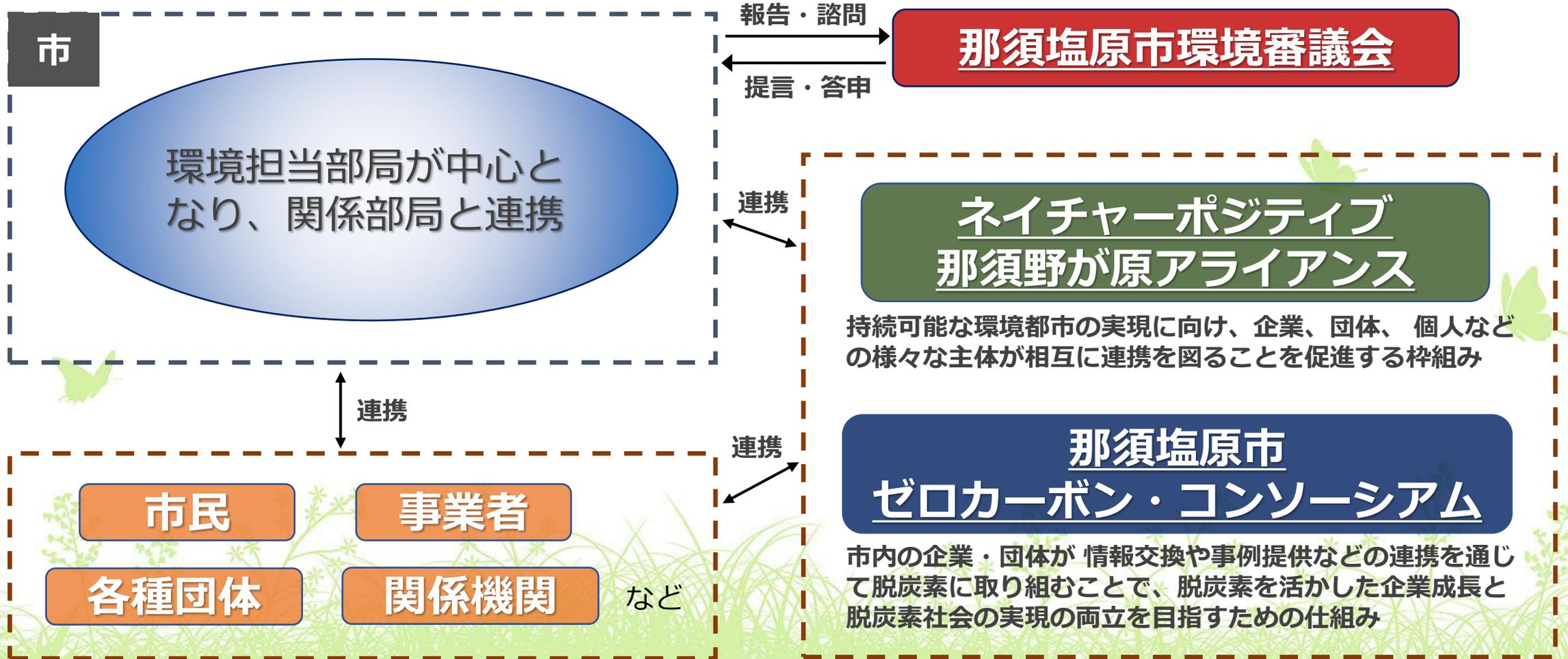
- 市民、事業者等の参画推進
- 環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進
- 国、県及び近隣市町との連携
- デジタル技術を活用した環境施策の推進（環境分野におけるDXの促進）

▼関連計画
那須塩原市DX推進戦略

第1章 計画の展開

第4節 計画の推進及び進行管理

▼計画の推進体制



第3部 環境配慮行動指針

第1章 環境配慮行動指針

第1節 環境配慮行動指針の目的

将来像及び環境像の実現のためには、市民、事業者及び市の各主体が、日常生活や事業活動を環境への負荷の少ない形態へ変えていく必要があります。

環境配慮行動指針は、各主体の責務と役割の下、それぞれの立場で環境に配慮する事項を明らかにするものです。



第1章 環境配慮行動指針

第2節 市民の行動指針

市民一人ひとりが、日々の暮らしの中で、環境のために配慮し、取り組むべき行動について紹介します。

油や生ごみ等を排水口に流さないようにします。

エアコンは、定期的なフィルター清掃や室外機のメンテナンス（日よけカバーやすだれで室外機を直射日光から守る、室外機の周囲に物を置かず風通しを良くするなど）を行い、効果的に使用します。

なるべく同じ部屋で過ごし、空調や照明にかかるエネルギーを減らします。

環境にやさしい製品やサービスを選択します。

こまめに節電、節水を行います。

新築、改築時には、住宅の省エネ化を図り、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入を検討します。

食事は、作り過ぎや買い過ぎのないようにして、食品ロスを減らします。

ごみは分別し、決められた日時、決められた場所に出します。

集団資源回収や、資源物の店頭回収などによるリサイクルに努めます。

むやみに野生動植物を採捕したり、外来種を外に放つことがないようにします。

野生動物にエサを与えるなど、生態系を壊すようなことはしないようにします。

雨水の有効活用に努めます。

グリーンカーテンや打ち水など、夏を涼しく過ごす工夫に努めます。

たばこやごみのポイ捨てはしません。

ペットのふんの後始末など、飼育のマナーを守ります。

地域の清掃活動に積極的に参加します。

自然観察会などに参加し、自然に対する意識向上に努めます。

公共交通機関や自転車を積極的に利用します。

自動車を運転する際は、アイドリングを止め、急発進や急加速を行わないエコドライブに努めます。

自動車に不要な荷物を積んだままにしないようにします。

電化製品を購入する際は、省エネ性能に優れたものを選択します。

FSC、MSC等の認証商品やエコラベル商品を選ぶようにします。

輸送にかかるエネルギーを削減するため、地産地消に努めます。

食品ロス問題の現状を踏まえ、食材は必要な分だけを購入し、食べる分だけを作るようにします。

過剰な包装は控え、ごみの排出抑制に努めます。

マイバッグ、マイボトルを持参して、レジ袋やペットボトルの削減に努めます。

再生可能エネルギー由来の電力の購入に努めます。

使い捨ての商品ではなく、詰替えや再生品を選ぶようにします。

第1章 環境配慮行動指針

第3節 事業者の行動指針

事業者が、事業活動において配慮し、取り組むべき行動について紹介します。

自然共生サイトの認定を目指します。

開発を行う際は生物多様性の保全に配慮します。

騒音や振動、悪臭等の発生源に対して対策を行い、周辺環境に配慮します。

雨水や一度使用した水の有効活用など、節水対策に努めます。

夜間、不要な光が外に漏れないように努めます。

クールビズ、ウォームビズに取り組み、空調は無理のない範囲で控えめに設定します。

デジタル化を推進し、紙の使用量や廃棄量を抑えます。やむを得ず紙を使用・廃棄する場合は、ごみの分別、資源の再利用や再資源化に努めます。

グリーン調達基準に適合した商品、エコラベル製品を積極的に利用します。

再生可能エネルギー由来の電力を積極的に利用します。

自動車を運転する際は、アイドリングを止め、急発進や急加速を行わないエコドライブに努めます。

自動車を購入する際は、EV・PHEV等の環境配慮型の車を選ぶようにします。

所有する建物や敷地周辺の緑化を図るとともに、希少野生動植物種の保全に努めます。

事業所の新築や改築時には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を検討します。

従業員に対する環境教育に取り組みます。

適切な間伐を行い、健全な森林の保全、森林の荒廃防止等に努めます。

環境保全型農業の推進に努めます。

地元の食材を地元で消費する地産地消を進めます。

農業用資材等を処分する際は、法令やルールに従い適正に処分します。

不要な照明や空調を消して省エネに努めます。

高効率機器の導入を進め、省エネを図ります。

食品ロスについて、廃棄量を減らす工夫をしつつ、堆肥化など有効活用に努めます。

販売時のプラスチックの仕様や過剰な包装を抑制します。

食品トレーの回収ボックス設置など、リサイクルを推進する取組を実施します。

化学物質の適正な管理を行います。

事故や災害による環境汚染を未然に防ぐため、事前に対策を講じます。

配管の断熱化等により、エネルギー効率を向上させます。

廃棄物の少ない生産方法の検討や副産物の有効活用検討など、廃棄物削減の取組を進めます。

分別・リサイクルしやすい商品の開発に努めます。

地元産木材の利用に努めます。

建設機械の騒音や振動など、周辺に著しい影響を与えないよう努めます。

建築廃材や土砂の適切な処理に努めます。

梱包材等に使用する資材の発生を抑制し、再利用及び再生利用に努めます。

配送ルート効率化等により、燃料の削減に努めます。

車両の整備を適切に行います。

第4部 地域別環境配慮指針

第1章 地域別環境配慮指針

第1節 エリア設定

総合計画に掲げる土地利用構造に準じ、以下に示す**4つのエリア**に区分し、エリアごとに環境に配慮した行動を明らかにします。

エリア	推進内容
市街地エリア	3つの鉄道駅を中心とした用途地域とその周辺地域を市街地エリアとして位置付け、良好な市街地の形成と都市機能の誘導を推進します。
フロンティアエリア	2つのインターチェンジを中心とする地域をフロンティアエリアと位置付け、立地特性を最大限生かすことができる工業生産、物流機能などの新たな都市機能を段階的かつ計画的に誘導します。
農業・集落エリア	農業生産基盤と集落生活環境の維持向上を図るとともに、那須野が原開拓の歴史を今に伝える景観の保全や集落環境の整備に努めます。
山間・観光エリア	本市西部の山岳部を、山間・観光エリアとして位置付け、豊かな自然環境の保全に努めます。



第1章 地域別環境配慮指針

第2節 エリア別環境配慮指針

市街地エリア

- ◆ 市民生活や事業活動に起因する苦情に迅速かつ適切に対応し、安全・安心な市民生活を守ります。
- ◆ 那須塩原市立地適正化計画による効率的で持続可能な都市づくりや、コンパクトなまちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークを推進し、集約型都市構造への転換を図ります。
- ◆ 公共下水道や合併処理浄化槽等の計画的な整備・普及を推進します。

フロンティアエリア

- ◆ 計画的な土地利用を推進し、自然との共生を図ります。
- ◆ 無秩序な森林伐採の防止に努めます。
- ◆ 那須塩原市土砂条例等に基づく指導等により、地下水、土壌の汚染を防止します。
- ◆ 大規模な建築物や屋外広告物に対する適切な指導により、自然と調和した景観の維持を図ります。
- ◆ 産業振興と連動した再生可能エネルギーの導入を検討します。

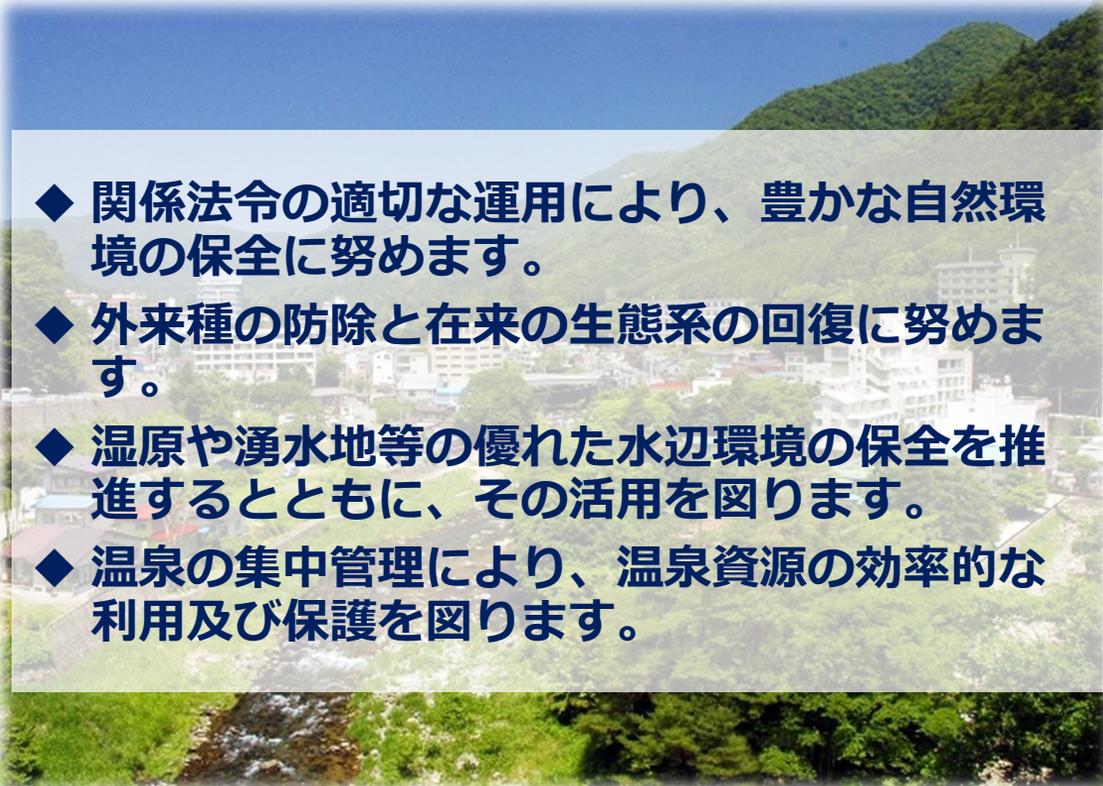
第1章 地域別環境配慮指針

第2節 エリア別環境配慮指針

農業・集落エリア

- ◆ 関係者との連携により、農業生態系の保全・回復を図ります。
- ◆ 農道、水路等の保全活動を実施し、農村環境の向上を図ります。
- ◆ 土地改良事業の実施に当たっては、環境との調和や生物多様性の保全に努めます。
- ◆ 遊休農地の把握と有効活用に努めます。
- ◆ 有機農業等の促進、家畜排せつ物等の堆肥化及び適正な散布・土壌還元等の促進により、環境に配慮した農業を推進します。
- ◆ 農地、平地林、水辺空間等を保全し、自然環境や良好な景観の維持に努めます。

山間・観光エリア

- 
- ◆ 関係法令の適切な運用により、豊かな自然環境の保全に努めます。
 - ◆ 外来種の防除と在来の生態系の回復に努めます。
 - ◆ 湿原や湧水地等の優れた水辺環境の保全を推進するとともに、その活用を図ります。
 - ◆ 温泉の集中管理により、温泉資源の効率的な利用及び保護を図ります。

資料編

- 第2期那須塩原市環境基本計画改定経過
- 諮問・答申書
- 那須塩原市環境審議会委員名簿
- 那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿
- 那須塩原市環境基本条例
- 2050 Sustainable Vision 那須塩原
- 市民アンケート結果
- 事業者アンケート結果
- 中高生アンケート結果
- 用語解説

※後ほど掲載

※後ほど掲載

区分	関係機関・団体等名	職名等	氏名	備考
学 識 経 験 者	宇都宮共和大学	教授	大石 和博	会長
	那須塩原市動植物調査研究会	委員	刈部 敬子	副会長
	那須塩原環境ボランティアの会	会長	郡司 修	副会長
	那須野が原の自然調査会	副会長	藤井 利行	
	株式会社 那須環境技術センター	代表取締役	福田 篤志	
	那須野農業協同組合	理事	荒井 宏幸	
	塩原野生動物研究会	代表	君島 章男	
	福島大学	教授	柴崎 直明	
	庁内法律相談担当	弁護士	粟谷 しのぶ	
	女性人材リスト活用		櫻井 敬子	令和6年度
関 係 行 政 機 関 職 員	栃木県県北環境森林事務所	環境部長	大関 正浩	
	栃木県那須農業振興事務所	次長兼企画振興部長	大野 義文	令和6年度
			鈴木 雅之	令和7年度
	栃木県大田原土木事務所	次長兼企画調査部長	山形 敏久	令和6年度
			秋山 公知	令和7年度
	那須塩原警察署	生活安全課長	中島 文雄	
	林野庁塩那森林管理署	署長	伊藤 香里	
	環境省日光国立公園管理事務所	所長	速水 香奈	令和6年度
有山 義昭			令和7年度	

那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿

資料編

区分	関係機関・団体等名	氏名	備考
市民団体・事業者団体等	株式会社 那須環境技術センター	高秀 正人	会長
	那須野ヶ原土地改良区連合	星野 恵美子	副会長
	げんごろうの会	齊藤 光生	
	那須塩原市PTA連絡協議会	黒澤 亨	令和6年度
		月井 康弘	令和7年度
	那須塩原市自治会長連絡協議会（黒磯）	小泉 信三	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（鍋掛）	佐藤 一則	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（東那須野）	北嶋 博之	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（高林）	八木沢 義雄	令和6年度
		人見 勝夫	令和7年度
	那須塩原市自治会長連絡協議会（西那須野）	橋本 秀晴	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（塩原）	渡邊 民生	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（箒根）	白井 邦生	令和6年度
		菊池 輝	令和7年度
	輝きネットなすしおばら	伊吹 桂子	
	那須塩原市地域婦人会連絡協議会	小出 清子	
	那須塩原市消費生活推進連絡会	薄井 史子	
	一般社団法人 黒磯那須青年会議所	豊泉 一憲	
	一般社団法人 那須野ヶ原青年会議所	星 雅人	
	那須疏水土地改良区	水戸 滋	
	那須塩原市森林組合	八木沢 義雄	
	那須塩原環境ボランティアの会	人見 寛敏	
	とちぎエコリーダー	尾坂 明	
	とちぎエコリーダー	吉田 貞夫	
	地球温暖化防止活動推進員	赤平 達也	
	地球温暖化防止活動推進員	時庭 勝彦	
	地球温暖化防止活動推進員	櫻井 敬子	
	地球温暖化防止活動推進員	西川 優	
	地球温暖化防止活動推進員	高根沢 満	
	地球温暖化防止活動推進員	國宗 正則	
	那珂川北部漁業協同組合黒磯支部	米竹 博教	
塩原漁業協同組合	君島 章男		
那須野農業協同組合 あぐりセンター黒磯	大森 宏美		
酪農とちぎ農業協同組合 那須高原支所	相馬 信高	令和6年度	
	神長 秀明	令和7年度	

区分	関係機関・団体等名	氏名	備考	
市民団体・事業者団体等	那須塩原市商工会	川崎 誠		
	西那須野商工会	遅沢 一彦	令和6年度	
		大倉 太喜生	令和7年度	
	黒磯観光協会	山口 忠孝		
	西那須野観光協会	八巻 文子		
	板室温泉旅館組合	山口 忠孝		
	一般財団法人 関東電気保安協会 栃木事業本部 那須事業所	平野 明洋	令和6年度	
		松井 正	令和7年度	
	株式会社 アイ電子工業	鈴木 悟		
	株式会社 ダイユウ	渡部 俊雄		
	日本金型材株式会社 那須青木事業所	赤羽 恵一		
	株式会社 ブリヂストン栃木工場	神谷 勇助		
	株式会社 ブリヂストン那須工場	村田 慎哉		
	KBEサービス株式会社	細川 博司		
	那須製紙株式会社	城田 和郎		
	株式会社 バンテック	鈴木 大介		
	ポッシュ株式会社	大野 定男		
	大和樹脂株式会社 那須工場	植竹 知行		
	カゴメ株式会社 那須工場	井上 将吾		
	NECプラットフォームズ株式会社 那須事業所	赤坂 忠男		
	東レ株式会社 那須工場	竹政 賢二		
	一般社団法人 栃木県エルピーガス協会北那須支部	三川 伸明		
	一般社団法人 那須塩原市建設業協会	生駒 憲一		
	一般社団法人 栃木県建築士会那須塩原支部	半田 久男		
	一般社団法人 栃木県建築士会大田原支部	永野 朋幸		
	一般社団法人 栃木県環境美化協会	齊藤 悦雄		
	那須塩原管工事業協同組合	佐久間 進		
	行政機関	栃木県県北環境森林事務所	管家 出	
		栃木県那須農業振興事務所	薄井 雅夫	令和6年度
			岩崎 慎也	令和7年度
		栃木県大田原土木事務所	山口 学	令和6年度
植木 隆行			令和7年度	
林野庁塩那森林管理署	伊藤 香里			

那須塩原市環境基本条例

平成17年1月1日条例第146号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等における基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条）

第3節 環境の保全及び創造に関する施策（第9条—第22条）

第3章 環境審議会（第23条）

附則

那須塩原市は、北部の急峻な山岳地帯を源とする那珂川や箒川によって形成された広大な那須野が原扇状地に位置し、実り豊かな農地、平地林の緑等、変化に富んだ恵まれた自然を有している。

先人は、那須野が原の野に鍬（くわ）を入れ、以来、厳しい自然条件の中で水を求め、営々と開拓に励み、助け合い、たゆまぬ努力で県北の中核都市那須塩原市の礎を築いてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や環境破壊など、環境への負荷を増大させ、私たち人類の生存基盤である地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境のもと、安全で快適な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

今私たちは、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、市、事業者及び市民（以下「すべての者」という。）が連携し、協力して、事業活動や日常生活において環境の保全及び創造に向けた行動を実践し、かけがえのない地球環境保全に貢献していくことを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（自然環境の保全や公害の防止にとどまらず、潤いと安らぎのある快適な生活空間を創出することをいう。以下同じ。）について基本理念を定め、並びにすべての者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境の負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等における基本方針

- 第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (2) 気候変動影響に対する適応策及び緩和策を適切に講ずることにより、持続可能な社会を構築すること。
- (3) 廃棄物の減量及び資源とエネルギーの循環的利用の推進により、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (5) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、那須塩原市の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、及び質の高い環境を創造すること。
- 2 市は、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）と連携し、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等の施策を統合的に実施して相乗効果を発揮するとともに、ほかの施策と連携して多様な社会課題の同時解決を図ることにより、持続可能な地域づくりにつなげるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する那須塩原市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造に関する施策

(自然環境の保全や公害の防止)

第9条 市は、環境の保全の推進に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、公害、自然環境の劣化等の環境の保全上の支障を防止するため必要な規制、誘導、施設の整備等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(気候変動影響への対応)

第10条 市は、気候変動影響に対応するため、地域の実情に応じた適応策の導入及び地域と調和した再生可能エネルギーの利用促進等による脱炭素社会の構築に向けて、必要な施策を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活空間の創出)

第12条 市は、歴史的文化的所産の保全及び美しい街並みの形成に努め、潤いと安らぎのある良好な環境を創出するように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第13条 市は、環境の負荷を低減するため環境管理の体制の整備に努めるとともに、市民等が環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進等)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解と関心を深められるように、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、前2条に定める事項を推進するため、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の反映)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の調整及び推進)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(報告書の作成)

第22条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 環境審議会

第23条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、那須塩原市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

- 2 環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境基本計画について、第8条第3項の規定により意見を述べること。
 - (2) 環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議すること。
- 3 前2項で定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（那須塩原市環境影響評価条例の一部改正）
- 2 那須塩原市環境影響評価条例（令和2年那須塩原市条例第47号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

サステナブル ビジョン
2050 Sustainable Vision 那須塩原
～ 環境戦略実行宣言 ～

ネイチャー ポジティブ
Nature Positive

- ◆ 国立公園の保護と利活用の好循環を創出
- ◆ 重要里地里山の価値を再認識
- ◆ 野生生物との共生社会を実現

3 施策の融合による持続可能な環境都市「那須塩原」の実現

カーボン ニュートラル
Carbon Neutral

- ◆ 再生可能エネルギーの最大限導入
- ◆ デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）
- ◆ 温室効果ガス吸収源保全

サーキュラー エコノミー
Circular Economy

- ◆ 廃棄物の資源化の推進
- ◆ 製品等の長期利用・有効利用
- ◆ 官民連携によるリニューアブルの推進

連携して取り組む3つの柱

ネイチャーポジティブ
Nature Positive
 (生物多様性の回復)

- ◆ **国立公園の保護と利活用の好循環を創出**
 ⇒国立公園区域や保護規制計画の変更・拡充、管理の充実化、それに伴う利活用の活発化による「那須」ブランドの確立と日光国立公園における那須地区のプレゼンス向上を推進。誇れる国立公園づくり。
- ◆ **重要里地里山の価値を再認識**
 ⇒“那須野が原”という単位で重要里地里山に指定されている価値の再認識と更なる向上を図る。那須塩原市版自然共生サイトの設立。環境省及び国際機関へのOECD申請。50by30目標（2030までに市の面積の50%以上を保全された状態にする）の実現
- ◆ **野生生物との共生社会を実現**
 ⇒鳥獣等の個体管理（農作物被害対策、希少鳥獣の保全）、外来種駆除、希少種保全など一括して実施することで、俯瞰的な視点から野生生物との共生社会の実現を目指す。

カーボンニュートラル
Carbon Neutral
 (脱炭素社会の実現)

- ◆ **再生可能エネルギーの最大限導入**
 ⇒ゼロカーボン街区を構築し、地域の脱炭素化、経済循環、災害対応力強化に取り組む。地域脱炭素化促進事業を実施する区域を設定し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入に取り組む。
- ◆ **デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）**
 ⇒快適な乗り心地で経済的な電気自動車の普及促進を図り、運輸部門の温室効果ガス削減に取り組む。働きやすい服装を選択できるオフィス服装改革により、省エネや脱炭素ワークスタイルへの転換に取り組む。
- ◆ **温室効果ガス吸収源保全**
 ⇒森林の適正な管理・保全や緑地の保全を促進し、温室効果ガス吸収量の確保に取り組む。

サーキュラーエコノミー
Circular Economy
 (循環社会への移行)

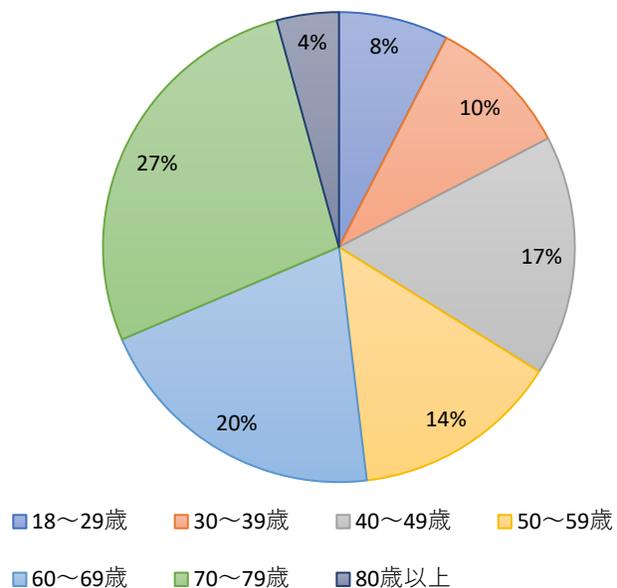
- ◆ **廃棄物の資源化の推進**
 ⇒拠点によるプラスチック製品の資源回収を行い、再資源化の実証及び実装に取り組む。
- ◆ **製品等の長期利用・有効利用**
 ⇒粗大ごみ回収物の再生品販売や民間事業者との連携により、製品のリユースを推進する。
- ◆ **官民連携によるリニューアブルの推進**
 ⇒再生材や再生可能資源を使用した製品の積極的な活用により、製品原材料の再生材や再生可能資源への切替えを推進する。

調査対象及び調査数	満18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人
調査方法	アンケート調査用紙の郵送
調査期間	令和6年12月19日～令和7年1月8日
回答数及び回収率	611人（うちインターネットによる回答198人） 回収率30.6%

質問1

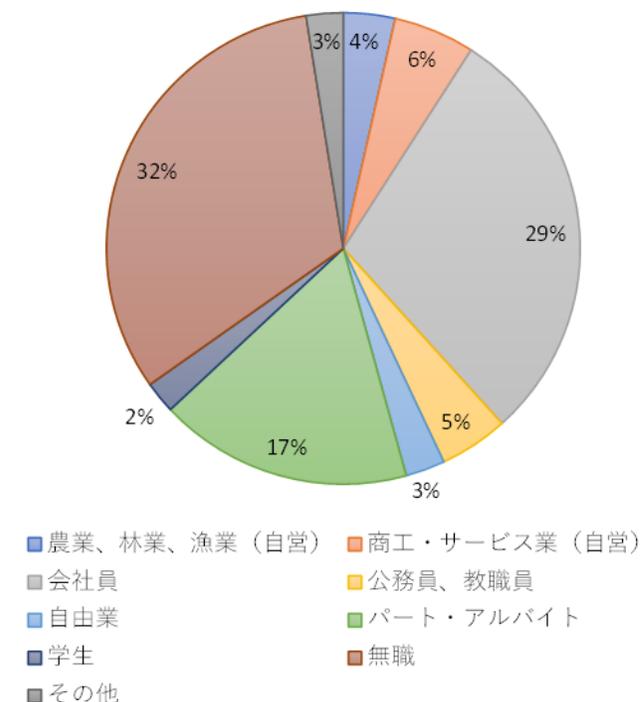
(1) 年齢

項目	回答数
18～29歳	46
30～39歳	60
40～49歳	101
50～59歳	87
60～69歳	125
70～79歳	166
80歳以上	26



(2) 職業

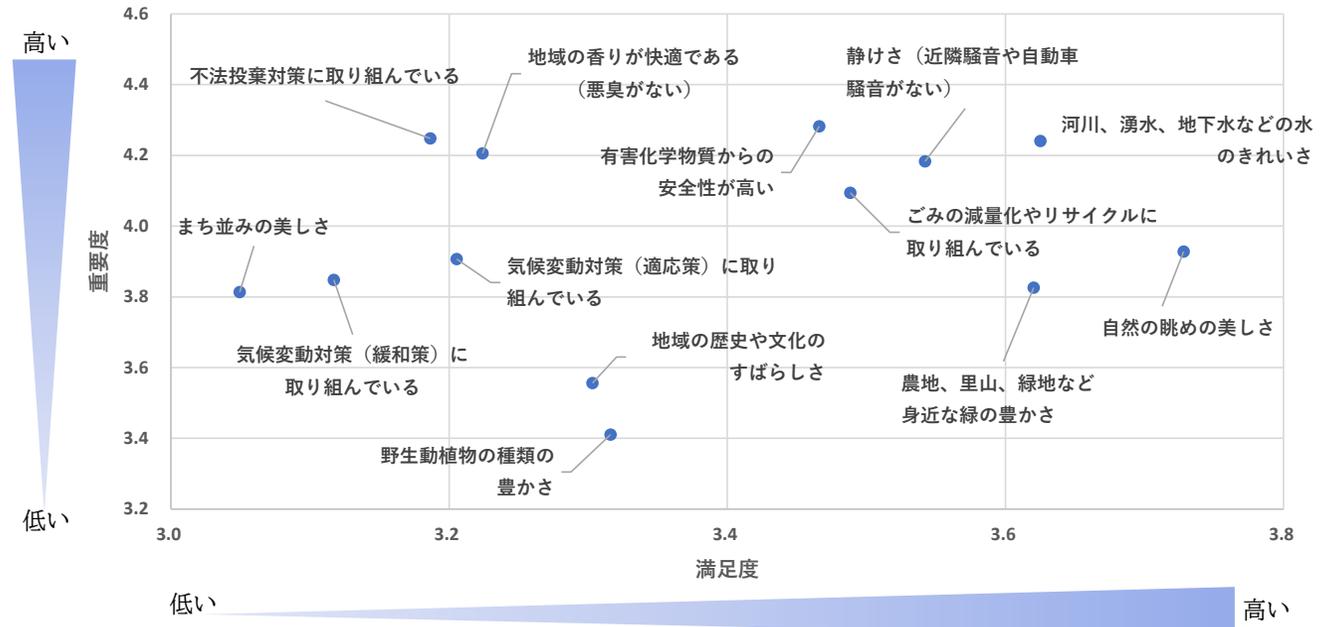
項目	回答数
農業、林業、漁業（自営）	21
商工・サービス業（自営）	33
会社員	174
公務員、教職員	28
自由業	16
パート・アルバイト	103
学生	13
無職	192
その他	15



質問2

あなたがお住まいの地域の環境について、どのように感じていますか。

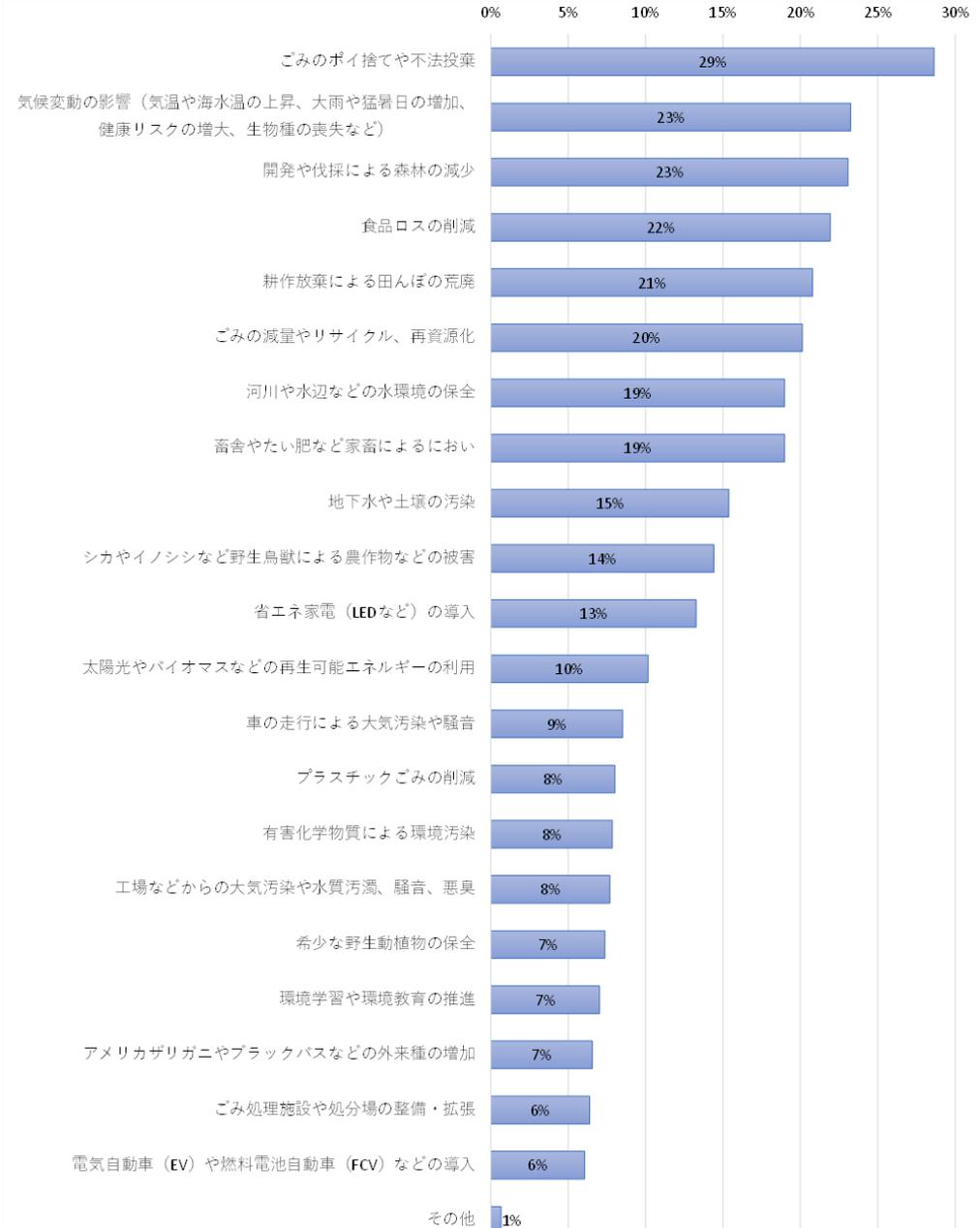
項目	満足度	重要度
自然の眺めの美しさ	3.73	3.93
農地、里山、緑地など身近な緑の豊かさ	3.62	3.83
野生動植物の種類の豊かさ	3.32	3.41
地域の歴史や文化のすばらしさ	3.30	3.56
まち並みの美しさ	3.05	3.81
河川、湧水、地下水などの水のきれいさ	3.63	4.24
静けさ（近隣騒音や自動車騒音がない）	3.54	4.18
地域の香りが快適である（悪臭がない）	3.22	4.21
有害化学物質からの安全性が高い	3.47	4.28
ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいる	3.49	4.09
不法投棄対策に取り組んでいる	3.19	4.25
気候変動対策（適応策）に取り組んでいる	3.21	3.91
気候変動対策（緩和策）に取り組んでいる	3.12	3.85



質問3

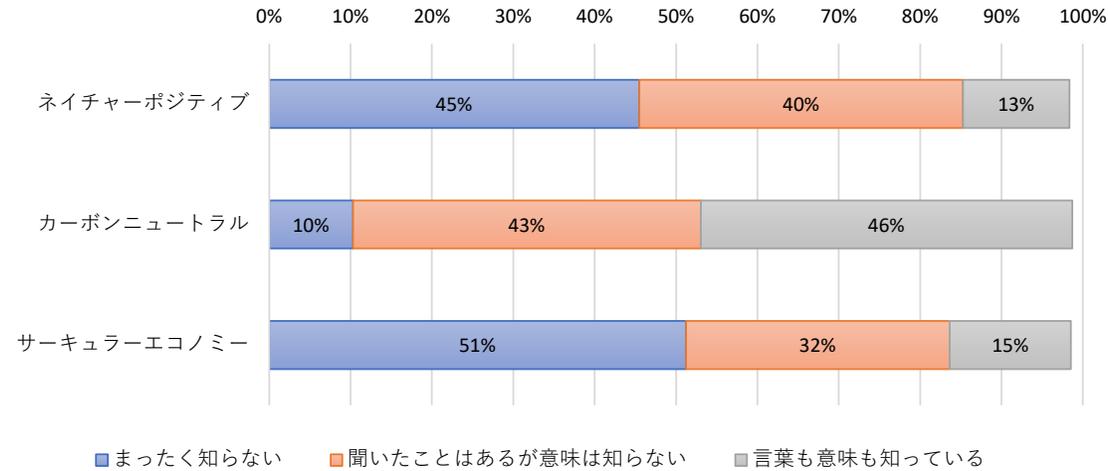
環境についてあなたが関心のあるものを3つ選んでください。

項目	回答数	割合
ごみのポイ捨てや不法投棄	175	29%
気候変動の影響（気温や海水温の上昇、大雨や猛暑日の増加、健康リスクの増大、生物種の喪失など）	142	23%
開発や伐採による森林の減少	141	23%
食品ロスの削減	134	22%
耕作放棄による田んぼの荒廃	127	21%
ごみの減量やリサイクル、再資源化	123	20%
河川や水辺などの水環境の保全	116	19%
畜舎やたい肥など家畜によるにおい	116	19%
地下水や土壌の汚染	94	15%
シカやイノシシなど野生鳥獣による農作物などの被害	88	14%
省エネ家電（LEDなど）の導入	81	13%
太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用	62	10%
車の走行による大気汚染や騒音	52	9%
プラスチックごみの削減	49	8%
有害化学物質による環境汚染	48	8%
工場などからの大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭	47	8%
希少な野生動植物の保全	45	7%
環境学習や環境教育の推進	43	7%
アメリカザリガニやブラックバスなどの外来種の増加	40	7%
ごみ処理施設や処分場の整備・拡張	39	6%
電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などの導入	37	6%
その他	4	1%



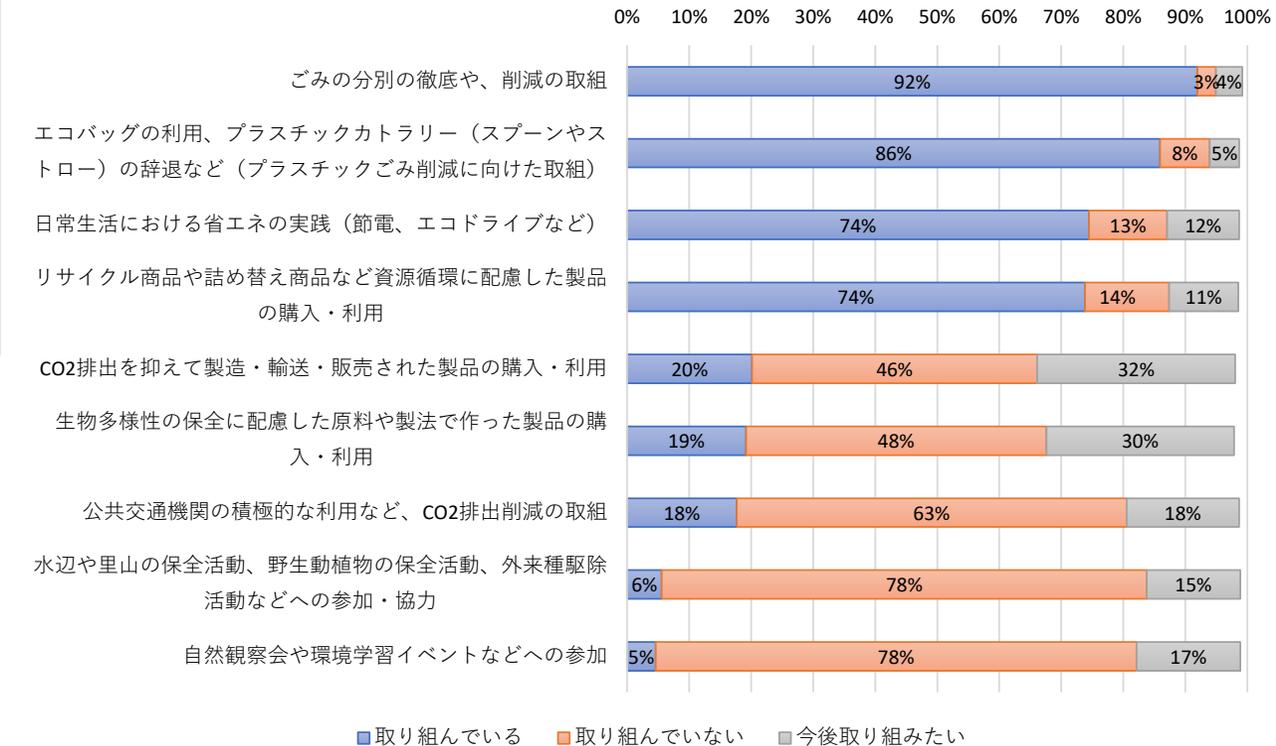
質問4

言葉の意味を知っていますか。



質問5

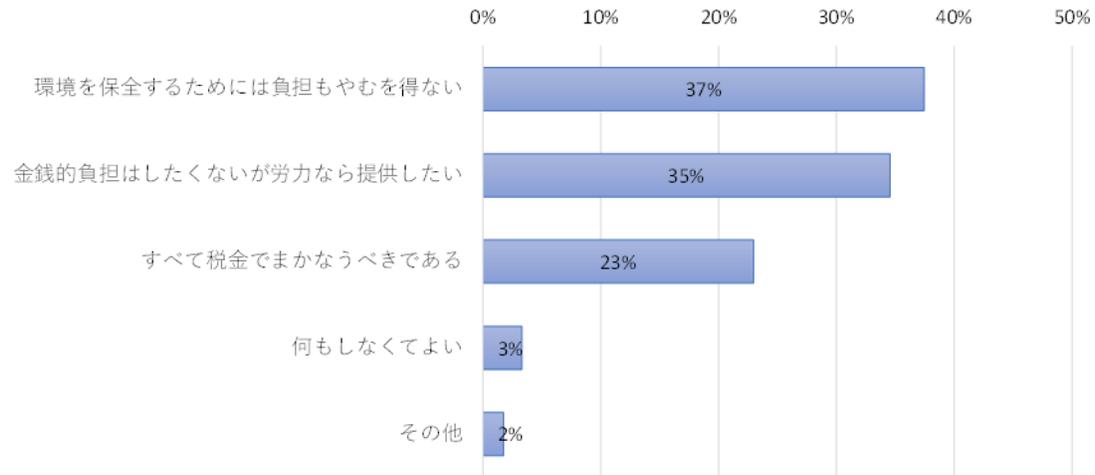
あなたは、日常生活で環境に配慮した取組を行っていますか。



質問6

あなたは、那須塩原市の環境を守るために、市民が金銭的負担や労力の提供をすることについて、どのよう
にお考えですか。

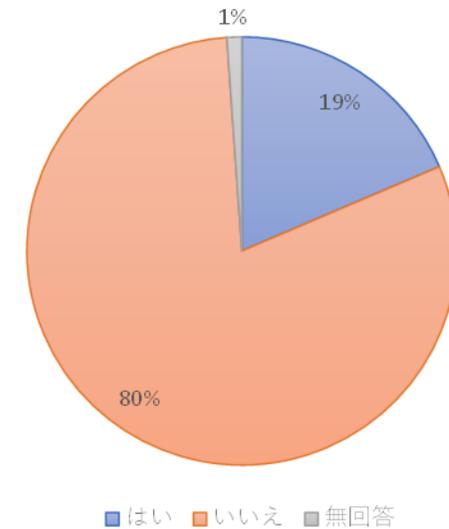
項目	回答数	割合
環境を保全するためには負担もやむを得ない	221	37%
金銭的負担はしたくないが労力なら提供したい	207	35%
すべて税金でまかなうべきである	128	23%
何もしなくてよい	20	3%
その他	35	2%



質問7

あなたは、地球環境問題、気候変動、自然環境、水質・大気汚染、景観、リサイクル、ごみ問題など、環境に
関連する講演会、学習会、シンポジウムなどに参加したことがありますか。

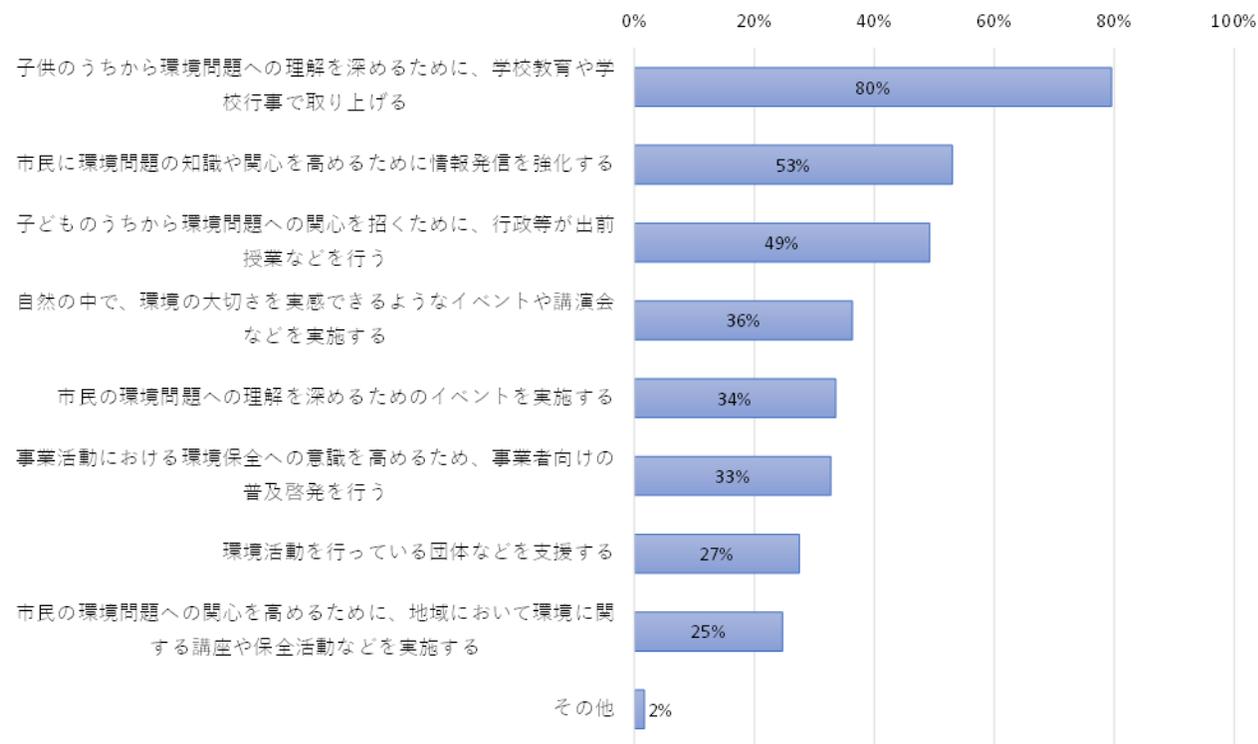
項目	回答数
はい	120
いいえ	484



質問8

あなたは、環境教育や環境学習について、どのように進めていけば良いと思いますか。(必要と思うもて選択)

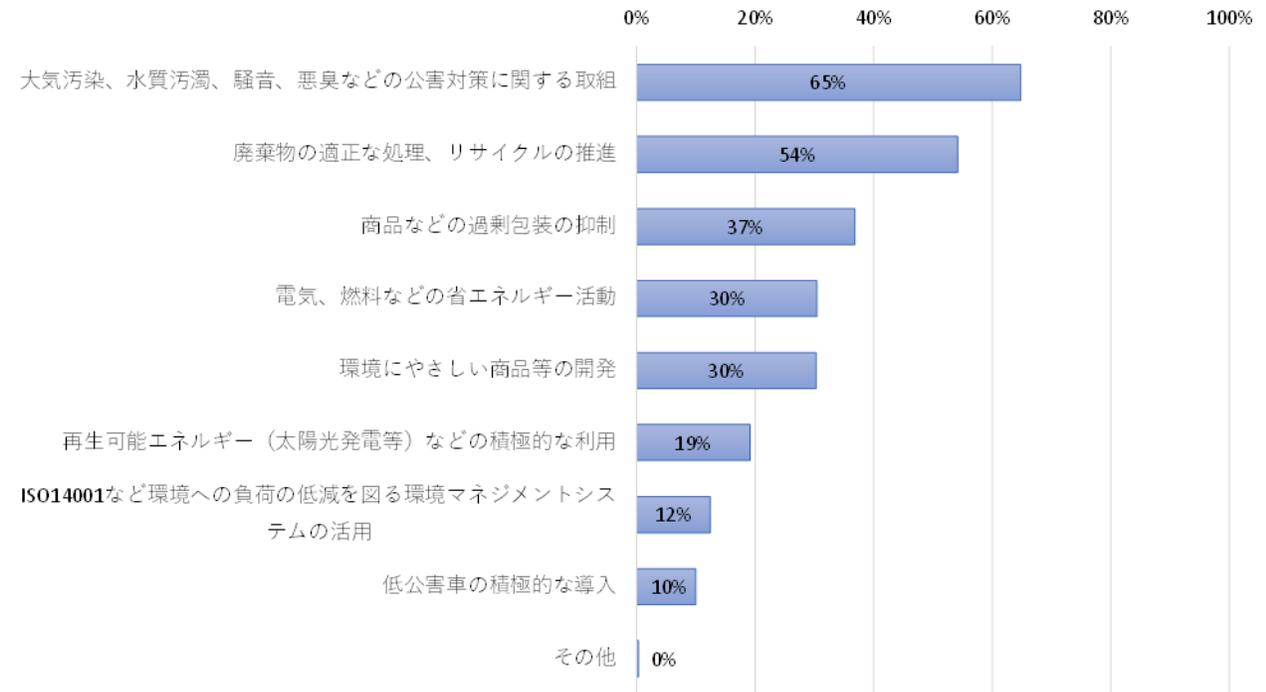
項目	回答数	割合
子供のうちから環境問題への理解を深めるために、学校教育や学校行事で取り上げる	486	80%
市民に環境問題の知識や関心を高めるために情報発信を強化する	324	53%
子どものうちから環境問題への関心を招くために、行政等が出前授業などを行う	301	49%
自然の中で、環境の大切さを実感できるようなイベントや講演会などを実施する	222	36%
市民の環境問題への理解を深めるためのイベントを実施する	205	34%
事業活動における環境保全への意識を高めるため、事業者向けの普及啓発を行う	200	33%
環境活動を行っている団体などを支援する	168	27%
市民の環境問題への関心を高めるために、地域において環境に関する講座や保全活動などを実施する	151	25%
その他	10	2%



質問9

事業による経済活動が行われる中でも良好な生活環境を維持するために、あなたが企業や事業所に期待することは何ですか。（3つ以内で選択）

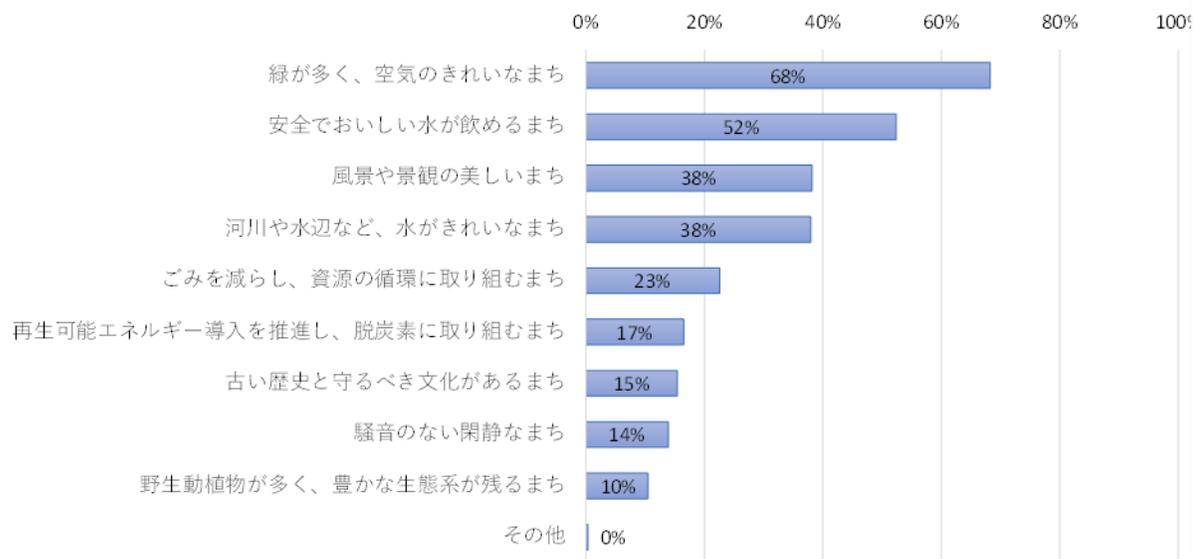
項目	回答数	割合
大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害対策に関する取組	396	65%
廃棄物の適正な処理、リサイクルの推進	331	54%
商品などの過剰包装の抑制	225	37%
電気、燃料などの省エネルギー活動	186	30%
環境にやさしい商品等の開発	185	30%
再生可能エネルギー（太陽光発電等）などの積極的な利用	117	19%
ISO14001など環境への負荷の低減を図る環境マネジメントシステムの活用	76	12%
低公害車の積極的な導入	61	10%
その他	2	0%



質問10

あなたは那須塩原市の環境について、その理想の将来像をどのようにお考えですか。（3つ以内で選択）

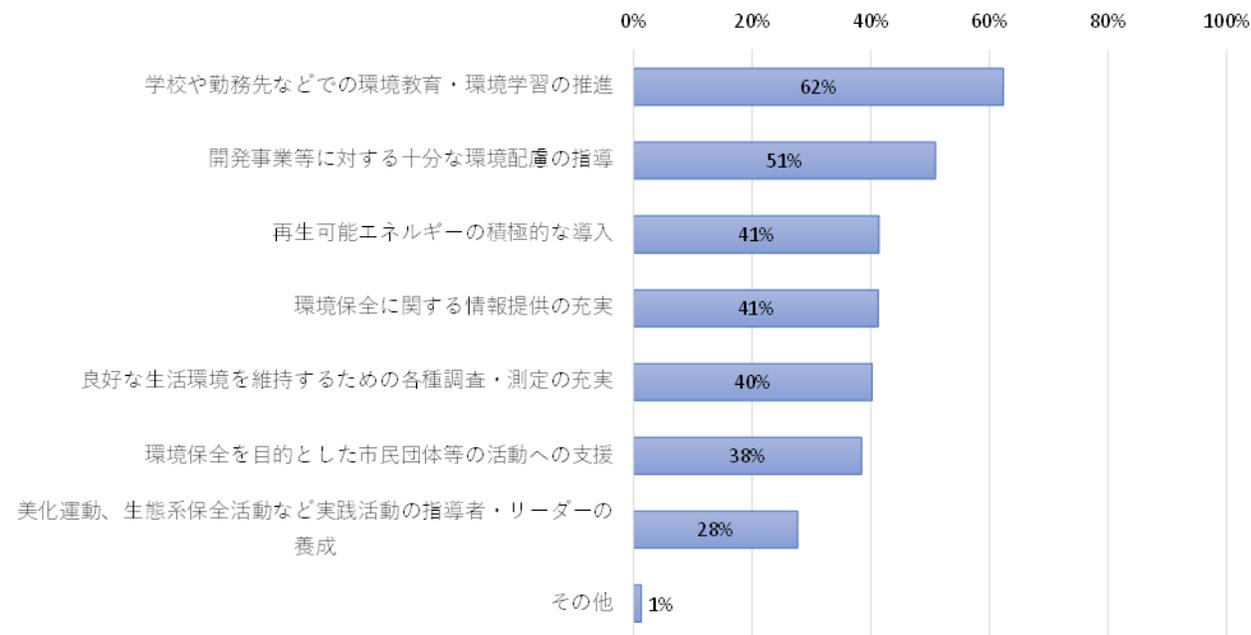
項目	回答数	割合
緑が多く、空気のきれいなまち	417	68%
安全でおいしい水が飲めるまち	320	52%
風景や景観の美しいまち	233	38%
河川や水辺など、水がきれいなまち	232	38%
ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち	138	23%
再生可能エネルギー導入を推進し、脱炭素に取り組むまち	101	17%
古い歴史と守るべき文化があるまち	94	15%
騒音のない閑静なまち	85	14%
野生動植物が多く、豊かな生態系が残るまち	64	10%
その他	2	0%



質問11

これからも良好な環境を維持していくために、あなたが那須塩原市（行政）に望むことはどのようなことですか。（該当するものすべてを選択）

項目	回答数	割合
学校や勤務先などでの環境教育・環境学習の推進	381	62%
開発事業等に対する十分な環境配慮の指導	312	51%
再生可能エネルギーの積極的な導入	254	41%
環境保全に関する情報提供の充実	252	41%
良好な生活環境を維持するための各種調査・測定の充実	247	40%
環境保全を目的とした市民団体等の活動への支援	235	38%
美化運動、生態系保全活動など実践活動の指導者・リーダーの養成	169	28%
その他	8	1%

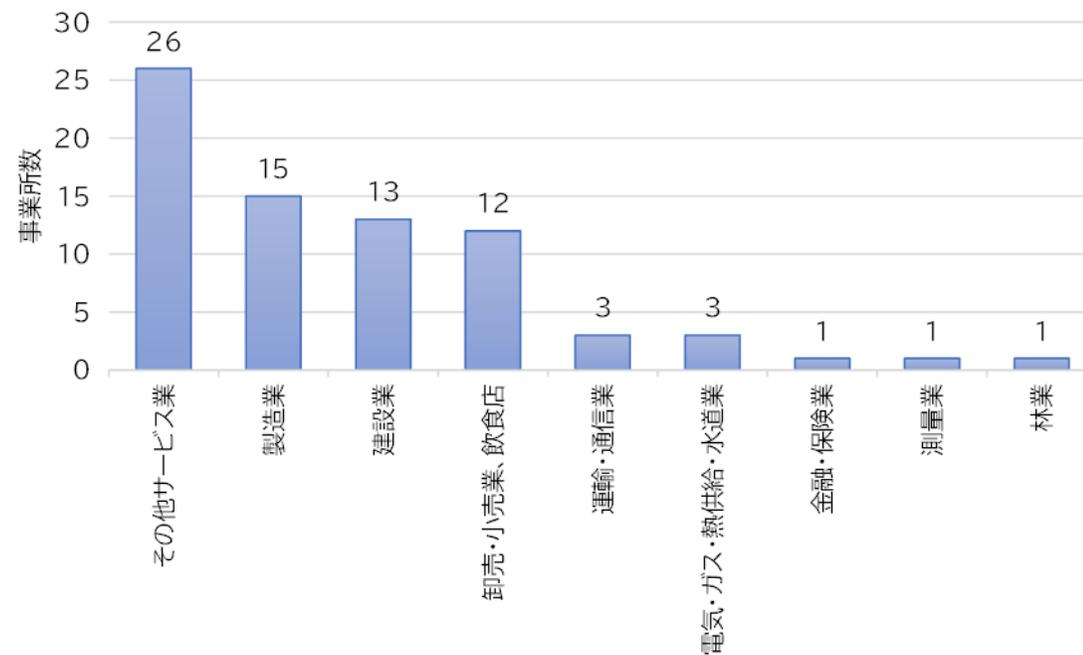
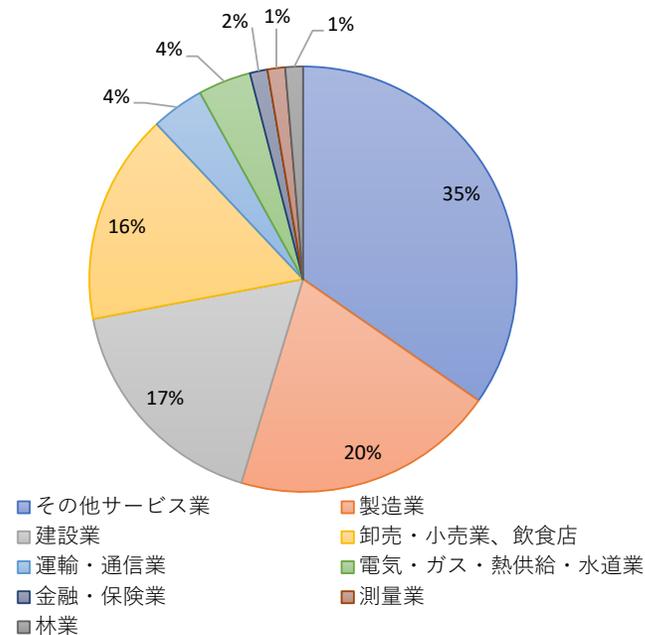


調査対象及び調査数	市内に事業所をおく事業者 200 社を無作為に抽出
調査方法	アンケート調査用紙の郵送
調査期間	令和 6 年 12 月 19 日～令和 7 年 1 月 8 日
回答数及び回収率	76 事業所 (うちインターネットによる回答 23 事業所) 回収率 38.0%

質問 1

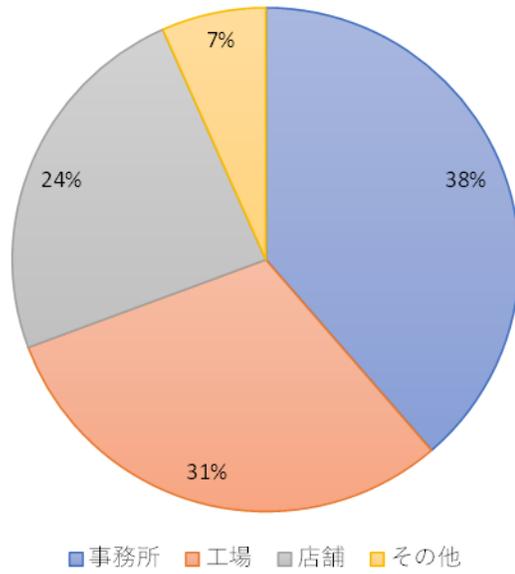
(1) 業種

項目	回答数
その他サービス業	26
製造業	15
建設業	13
卸売・小売業、飲食店	12
運輸・通信業	3
電気・ガス・熱供給・水道業	3
金融・保険業	1
測量業	1
林業	1



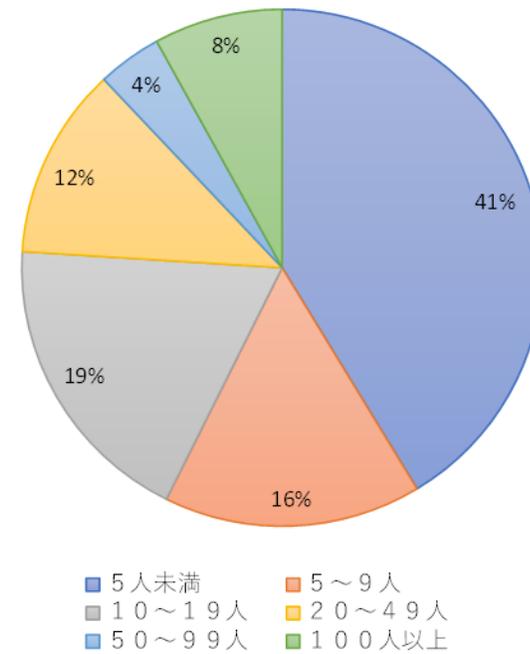
(2) 形態

項目	回答数
事務所	29
工場	23
店舗	18
その他	5



(3) 従業員数

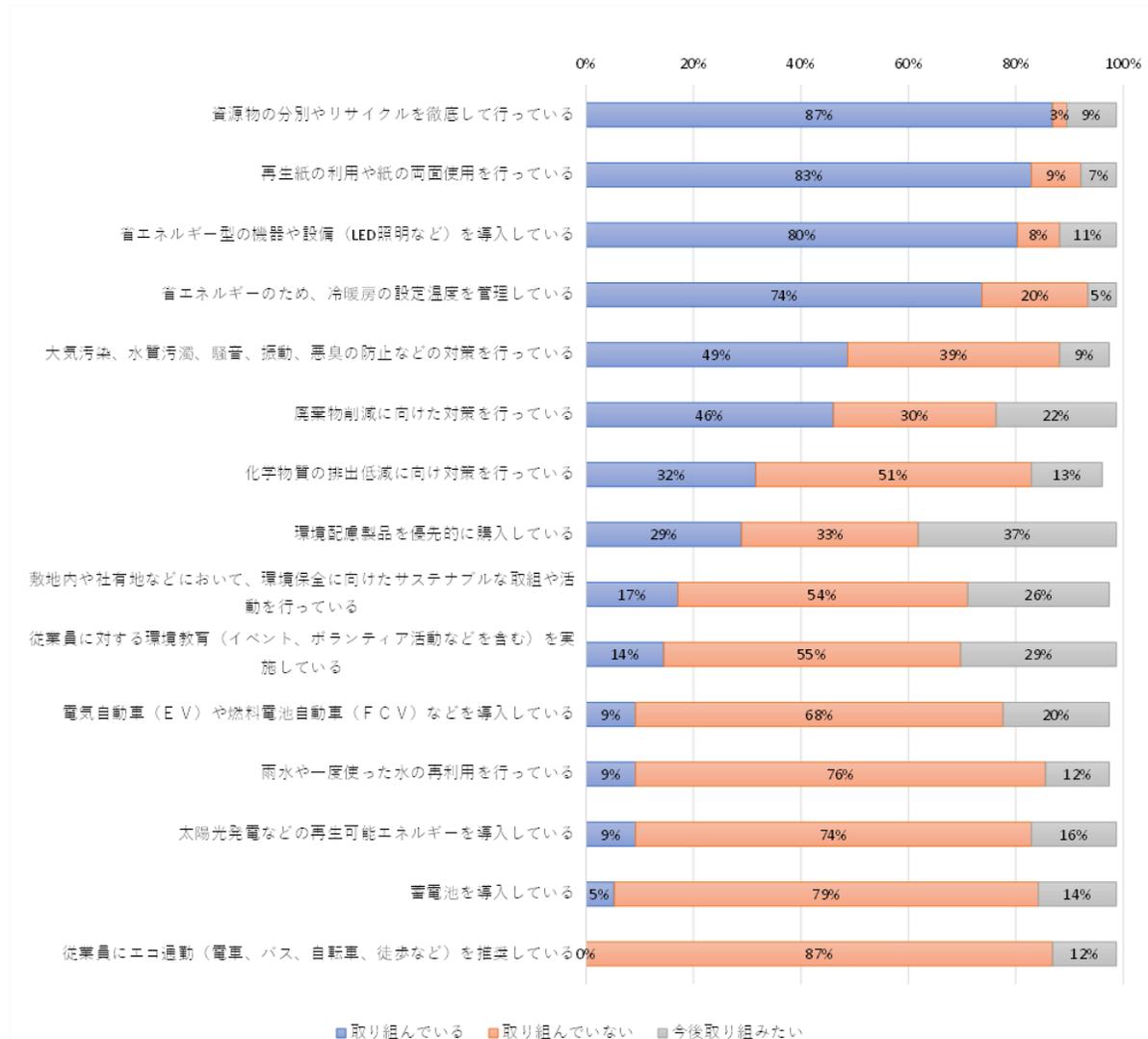
項目	回答数
5人未満	31
5～9人	12
10～19人	14
20～49人	9
50～99人	3
100人以上	6



質問2

日常業務の中で環境に配慮した取組を行っていますか。

項目	回答数		
	取り組んでいる	取り組んでいない	今後取り組みたい
資源物の分別やリサイクルを徹底して行っている	66	2	7
再生紙の利用や紙の両面使用を行っている	63	7	5
省エネルギー型の機器や設備（LED照明など）を導入している	61	6	8
省エネルギーのため、冷暖房の設定温度を管理している	56	15	4
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の防止などの対策を行っている	37	30	7
廃棄物削減に向けた対策を行っている	35	23	17
化学物質の排出低減に向け対策を行っている	24	39	10
環境配慮製品を優先的に購入している	22	25	28
敷地内や社有地などにおいて、環境保全に向けたサステナブルな取組や活動を行っている	13	41	20
従業員に対する環境教育（イベント、ボランティア活動などを含む）を実施している	11	42	22
電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などを導入している	7	52	15
雨水や一度使った水の再利用を行っている	7	58	9
太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入している	7	56	12
蓄電池を導入している	4	60	11
従業員にエコ通勤（電車、バス、自転車、徒歩など）を推奨している	0	66	9



質問3

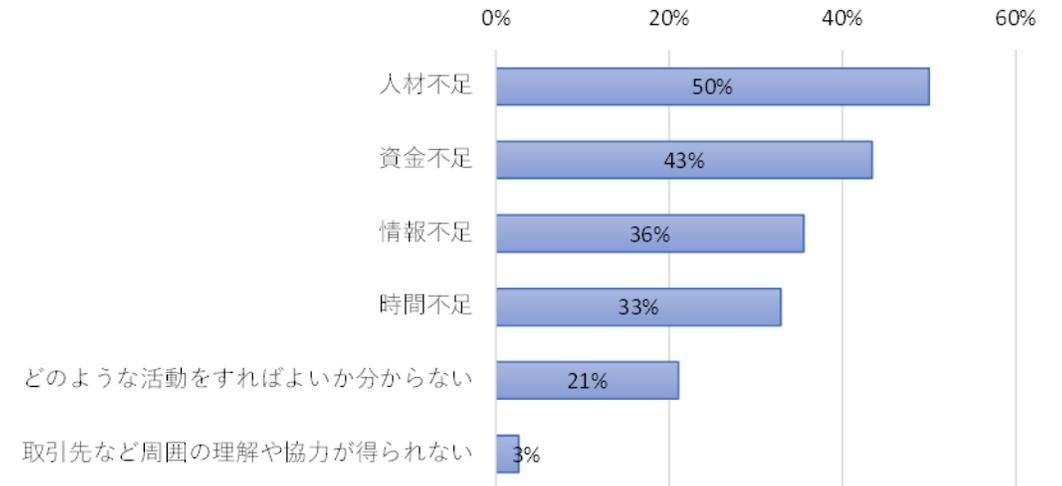
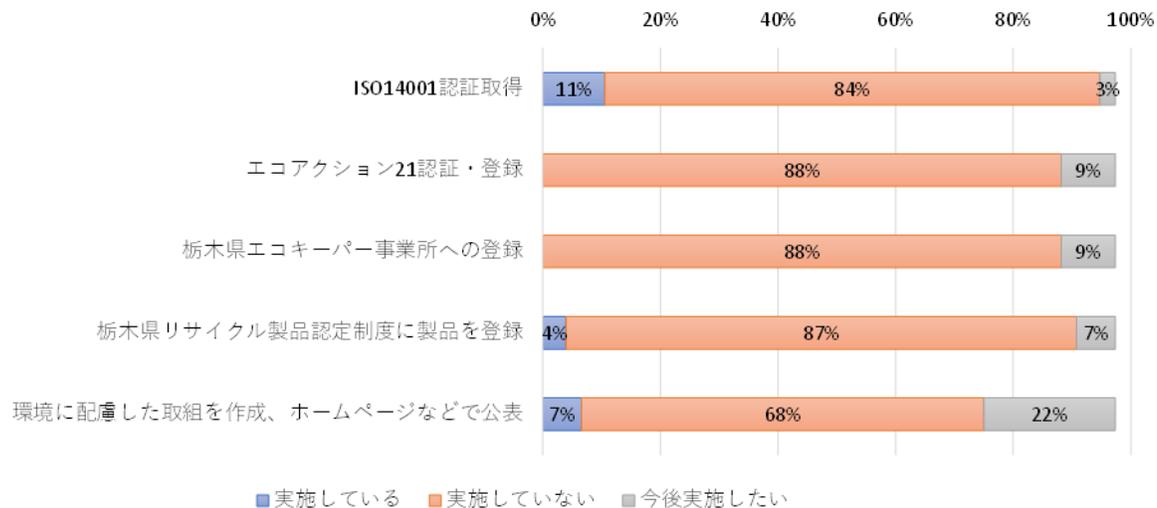
環境への貢献のための認証取得や登録状況はいかがですか。

項目	回答数		
	実施している	実施していない	今後実施したい
ISO14001 認証取得	8	64	2
エコアクション 21 認証・登録	0	67	7
栃木県エコキーパー事業所への登録	0	67	7
栃木県リサイクル製品認定制度に製品を登録	3	66	5
環境に配慮した取組を作成、ホームページなどで公表	5	52	17

質問4

環境に配慮した取組を行うにあたり阻害要因となっていることは何ですか。(2つ選択)

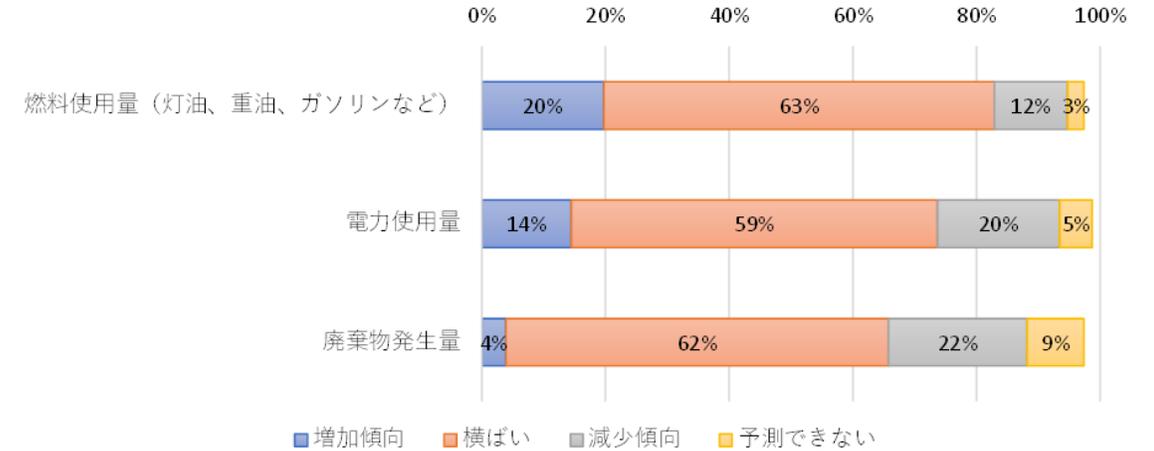
項目	回答数
人材不足	38
資金不足	33
情報不足	27
時間不足	25
どのような活動をすればよいか分からない	16
取引先など周囲の理解や協力が得られない	2



質問5

今後の電力・燃料使用量及び廃棄物発生量の傾向についてご回答ください。

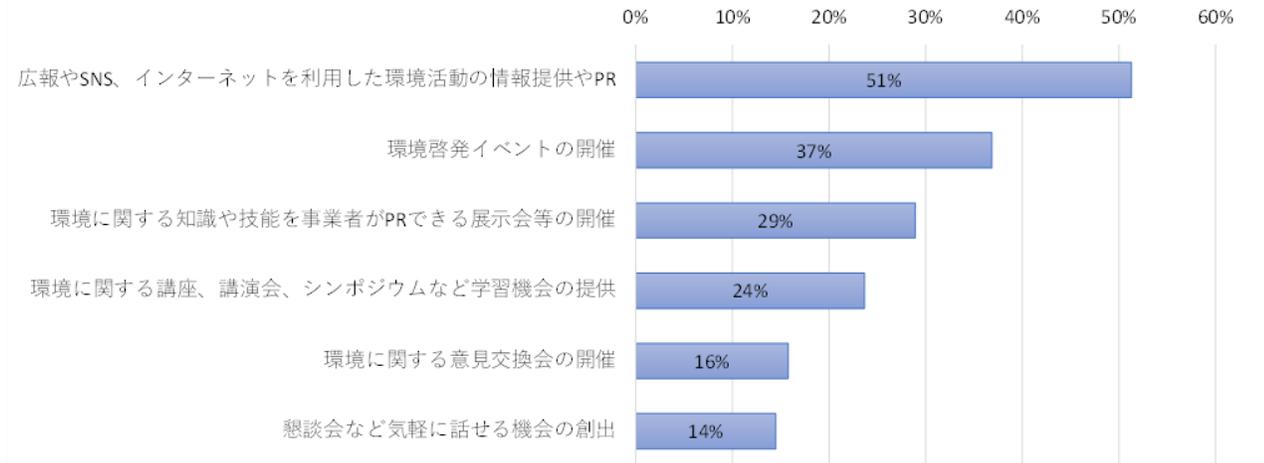
項目	回答数			
	増加傾向	横ばい	減少傾向	予測できない
燃料使用量（灯油、重油、ガソリンなど）	15	48	9	2
電力使用量	11	45	15	4
廃棄物発生量	3	47	17	7



質問6

那須塩原市や他の事業者と連携して環境に貢献するための活動を行う場合、どのようなことが重要だと考えますか。（該当するものすべて選択）

項目	回答数
広報やSNS、インターネットを利用した環境活動の情報提供やPR	39
環境啓発イベントの開催	28
環境に関する知識や技能を事業者がPRできる展示会等の開催	22
環境に関する講座、講演会、シンポジウムなど学習機会の提供	18
環境に関する意見交換会の開催	12
懇談会など気軽に話せる機会の創出	11



中高生アンケート結果

1 中学生

調査対象	市内中学校の2年生（義務教育学校8年生）全員
調査方法	Google フォームによる回答
調査期間	令和6年12月12日～令和6年12月25日
回答数	608名

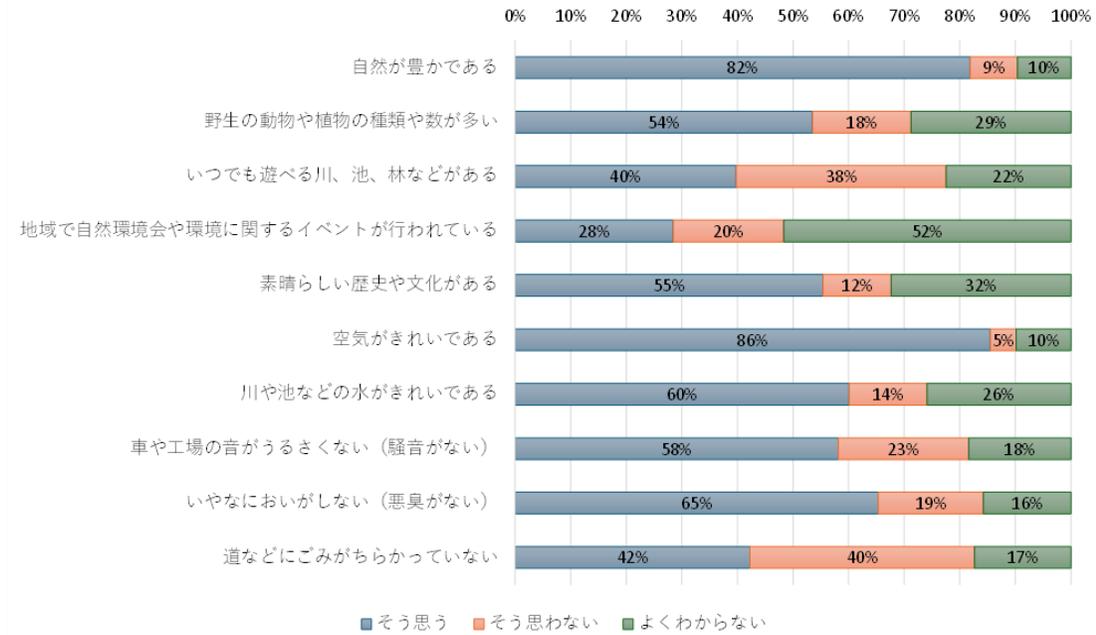
2 高校生

調査対象	市内高等学校のうち1クラス（学年不問）
調査方法	アンケート用紙への記入（対面）
調査期間	令和6年12月5日～令和6年12月25日
回答数	144名

質問1

家や学校のまわりの環境について、どのように感じていますか。

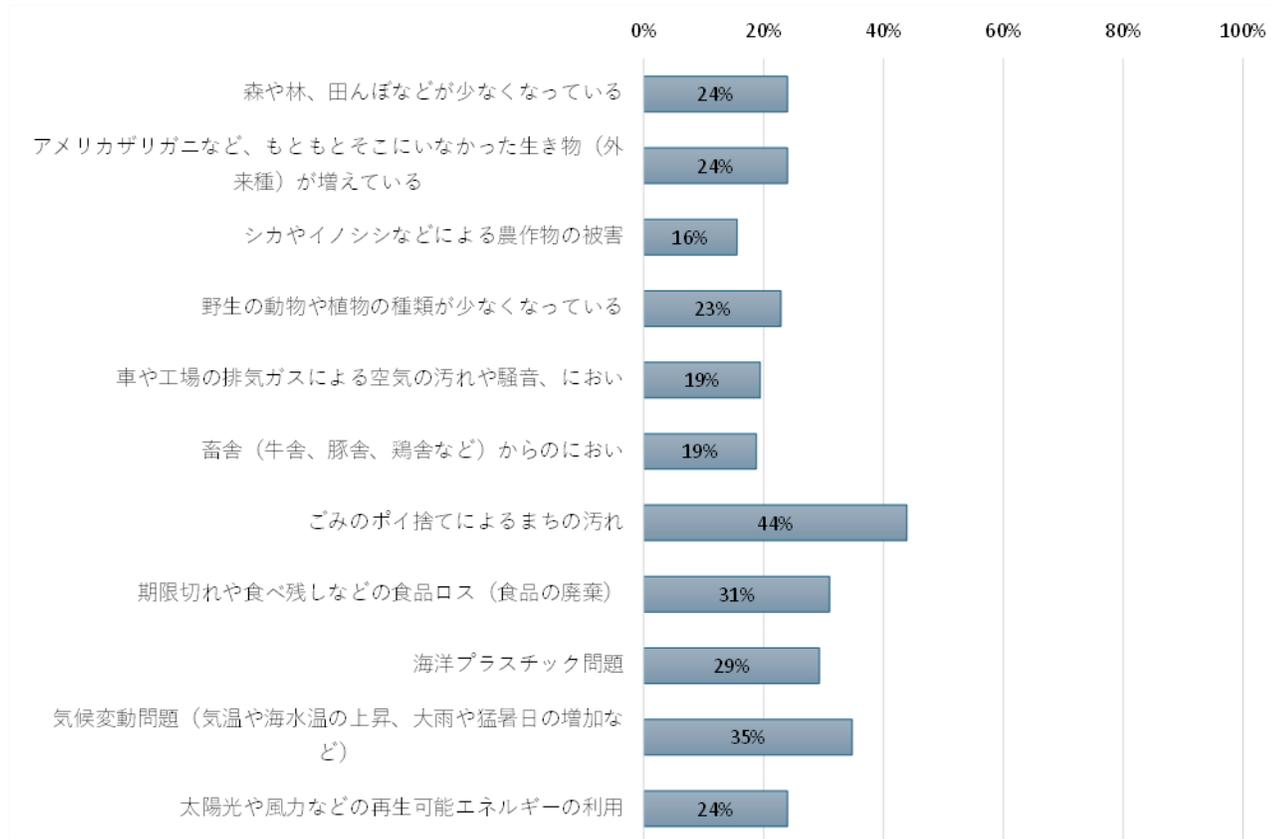
回答	そう思う		そう思わない		よくわからない	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
A. 自然が豊かである	614	82%	64	9%	72	10%
B. 野生の動物や植物の種類や数が多い	402	54%	133	18%	216	29%
C. いつでも遊べる川、池、林などがある	298	40%	283	38%	168	22%
D. 地域で自然環境会や環境に関するイベントが行われている	213	28%	149	20%	387	52%
E. 素晴らしい歴史や文化がある	415	55%	92	12%	242	32%
F. 空気がきれいである	642	86%	35	5%	74	10%
G. 川や池などの水がきれいである	450	60%	105	14%	194	26%
H. 車や工場の音がうるさくない（騒音がない）	436	58%	176	23%	138	18%
I. いやなおいがしない（悪臭がない）	490	65%	142	19%	118	16%
J. 道などにごみがちらかっていない	317	42%	303	40%	130	17%



質問2

あなたはどのような環境問題に関心がありますか。(3つ選択)

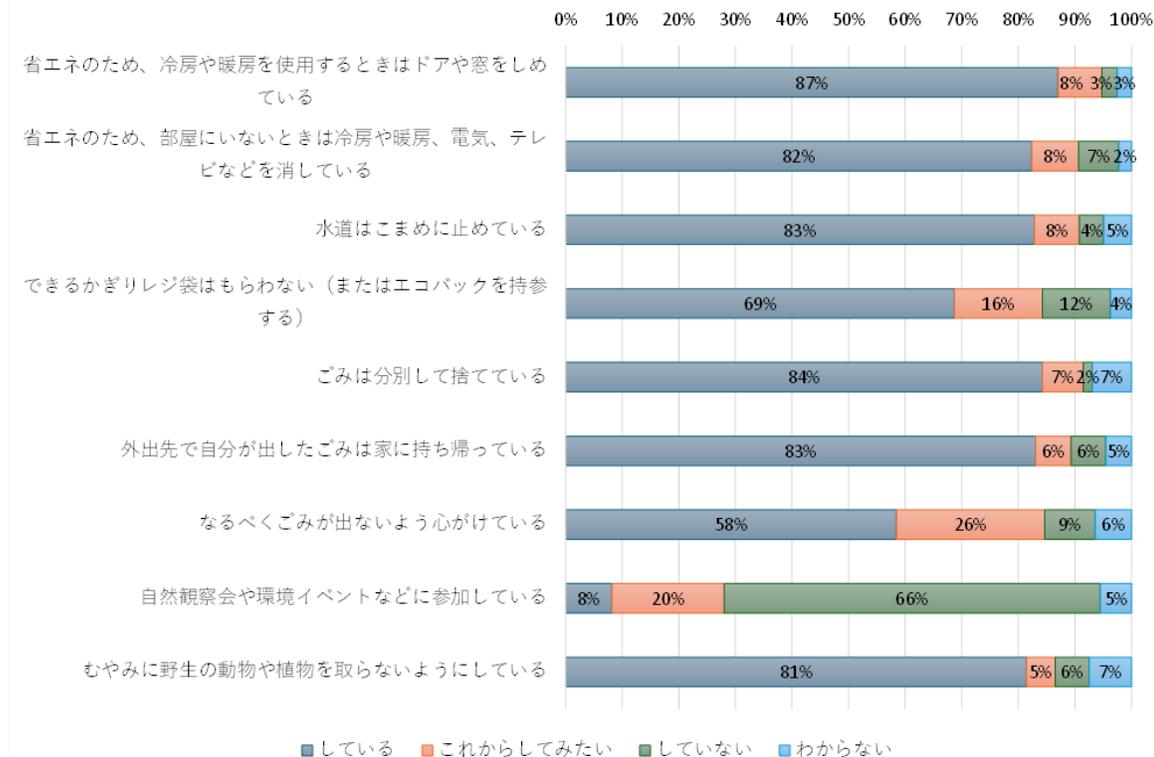
回答	回答数	構成比
1. 森や林、田んぼなどが少なくなっている	180	24%
2. アメリカザリガニなど、もともとそこにいなかった生き物（外来種）が増えている	180	24%
3. シカやイノシシなどによる農作物の被害	117	16%
4. 野生の動物や植物の種類が少なくなっている	172	23%
5. 車や工場の排気ガスによる空気の汚れや騒音、におい	146	19%
6. 畜舎（牛舎、豚舎、鶏舎など）からのにおい	141	19%
7. ごみのポイ捨てによるまちの汚れ	330	44%
8. 期限切れや食べ残しなどの食品ロス（食品の廃棄）	233	31%
9. 海洋プラスチック問題	220	29%
10. 気候変動問題（気温や海水温の上昇、大雨や猛暑日の増加など）	261	35%
11. 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの利用	180	24%



質問3

あなたは、環境を守り、良くしていくために、毎日の生活の中で行っていることはどのようなことですか。

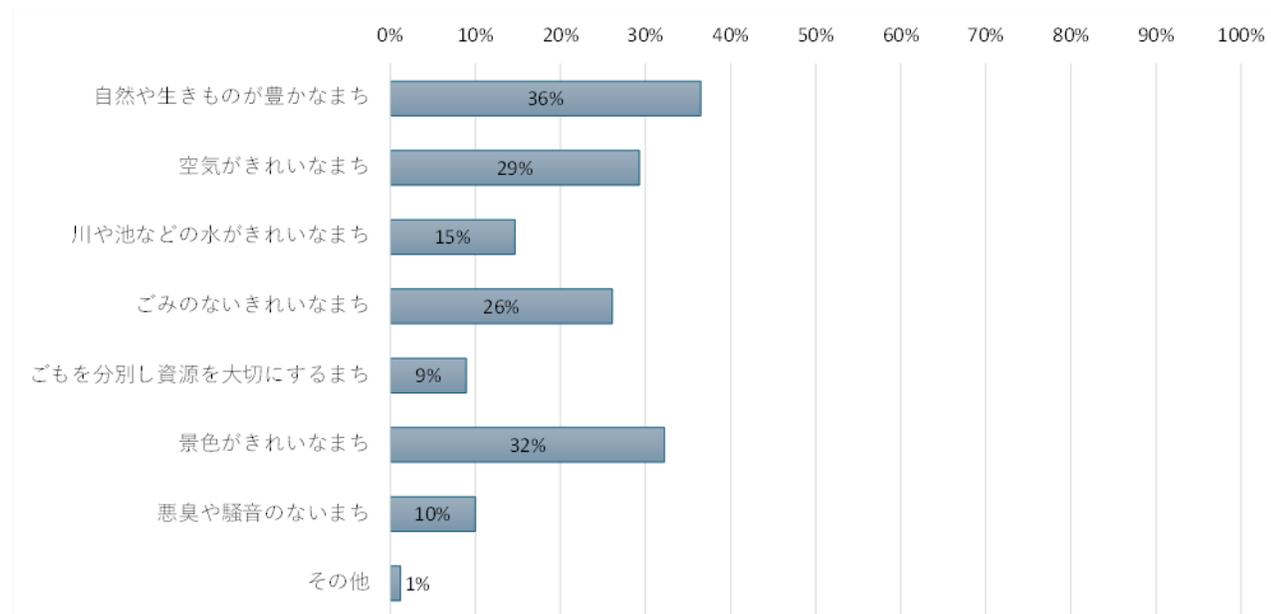
回答	している		これからしてみたい		していない		わからない	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
A. 省エネのため、冷房や暖房を使用するときはドアや窓をしめている	652	86.8%	58	7.7%	20	2.7%	19	2.5%
B. 省エネのため、部屋にいないときは冷房や暖房、電気、テレビなどを消している	617	82.2%	62	8.3%	53	7.1%	17	2.3%
C. 水道はこまめに止めている	622	82.8%	60	8.0%	32	4.3%	37	4.9%
D. できるかぎりレジ袋はもらわない（またはエコバックを持参する）	515	68.6%	117	15.6%	90	12.0%	28	3.7%
E. ごみは分別して捨てている	632	84.2%	54	7.2%	12	1.6%	52	6.9%
F. 外出先で自分が出したごみは家に持ち帰っている	622	82.8%	47	6.3%	46	6.1%	34	4.5%
G. なるべくごみが出ないよう心がけている	438	58.3%	196	26.1%	67	8.9%	48	6.4%
H. 自然観察会や環境イベントなどに参加している	61	8.1%	148	19.7%	496	66.0%	41	5.5%
I. むやみに野生の動物や植物を取らないようにしている	610	81.2%	38	5.1%	45	6.0%	56	7.5%



質問4

あなたは、那須塩原市が将来のどのようなまちになることを望んでいますか。（2つ選択）

回答	回答数	構成比
1. 自然や生きものが豊かなまち	274	36.5%
2. 空気がきれいなまち	220	29.3%
3. 川や池などの水がきれいなまち	110	14.6%
4. ごみのないきれいなまち	196	26.1%
5. ごみを分別し資源を大切にするまち	67	8.9%
6. 景色がきれいなまち	242	32.2%
7. 悪臭や騒音のないまち	75	10.0%
8. その他	9	1.2%



ア

FSC認証

持続可能な森林活用・保全を目的として誕生した、「適切な森林管理」を認証する国際的な制度です。

MSC認証

持続可能な漁業で獲られた水産物であることを証明する国際的な認証制度です。

OECM

Other Effective area-based Conservation Measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいいます。

カ

カーボンニュートラル

温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」の合計を、差し引きゼロにすることです。

海洋プラスチック問題

捨てられたプラスチックごみなどが、河川などから海へ流入し、海洋プラスチックごみとなります。大量の海洋プラスチックごみは、海の生態系に大きな影響を与えます。

外来種

もともとその地域に生息していなかった生物で、人間の活動によって他の地域から持ち込まれたものを指します。

環境基準

大気、水質、土壌、騒音などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づいて定められたものです。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業です。

緩和策

ここでは主に地球温暖化に対する緩和策を示しており、温室効果ガスの排出量を減らすことを目的としたアプローチです。

サ

サーキュラーエコノミー

資源を効率的に循環させ、持続可能な社会を作るとともに、経済的な成長も目指す経済システムを意味します。

自然共生サイト

生物多様性の保全が図られている区域で、環境省が認定する制度です。

小水力

河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する装置をいいます。大規模なダム式の水力発電とは区別されます。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指します。

スマート農業

ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のことです。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指します。

ZEH (Net Zero Energy House)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

年間の一次エネルギー消費量^{※7}の収支をゼロ以下にすることを目指した住宅のことです。

※7 一次エネルギー消費量…
冷暖房、換気、給湯、照明など建築物で使われている設備機器の消費エネルギーを熱量に換算した値

ZEB (Net Zero Energy Building)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

快適な室内環境を維持しながら、建物で使う年間の一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物のことです。

タ

地域新電力

地域の再生エネルギー等を地域に供給するとともに、地域課題解決事業などを実施する事業者のことです。

適応策

ここでは主に地球温暖化に対する適応策を示しており、高温に強い農作物の開発や、豪雨に強いまちづくりなどのことです。

ネ

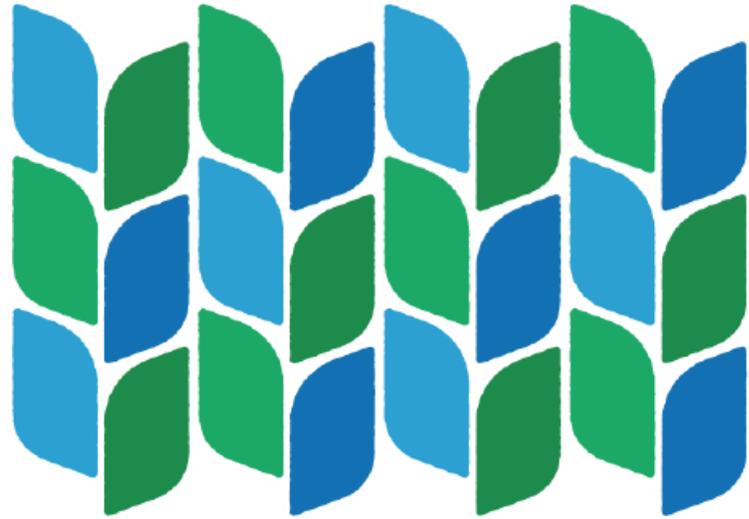
ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、プラスの状態に転じさせることを指します。

ハ

バイオガス

生物の排せつ物、有機質肥料、生分解性物質、エネルギー作物などの発酵・嫌気性消化により発生するガスのことをいいます。



好きを、編む。

那 須 塩 原 市

第2期那須塩原市環境基本計画 【改定版】

令和8(2026)年 3月

那須塩原市 環境戦略部 ネイチャーポジティブ課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7141 FAX：0287-62-7202
www.city.nasushiobara.tochigi.jp